

第 12 回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ 議事録

- 【日 時】 平成 23 年 7 月 31 日（日） 13:00～17:00
【場 所】 茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 A・B 会議室
【出席者】 市民：11 名、茅ヶ崎市職員：8 名、コンサルタント：4 名

議事次第

- | | |
|---------|---------|
| 1. 開会 | 3. 全体討議 |
| 2. あいさつ | 4. 閉会 |

1. 開会

事務局(石井)

それでは、時間となりましたので、始めたいと思います。
皆さん、こんにちは。第 12 回「市民参加条例」策定に係るワークショップを始めさせていただきます。
初めに、市民自治推進課長の山田からごあいさつ申し上げます。

2. あいさつ

山田課長

◎「市民参加条例」策定に係るワークショップの開催にあたってのあいさつ

皆さん、今日もお忙しい中、「市民参加条例」の制定に係るワークショップに出席いただきまして、本当にありがとうございます。

一応予定では今日までというお話でしたけれども、今までワークショップを重ねていただいた中の集約を、今、させていただいているわけでございますけれども、今回でまだ終わらなければ、また 1 回増やしていくことの中でまとめをしていただきたいと思いますと考えております。早くこのまとめをしていただいて、次のステップの検討に移っていきたいと考えております。

皆さん、どうぞよろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

3. 全体討議

事務局(石井)

それでは、配付資料の確認をいたします。お手元の資料の確認をお願いいたします。まず資料 12-1 としまして本日のプログラムが 1 部。それから 12-2 としまして条例案検討に向けた意見のまとめという冊子が 1 部。12-3 として市民参加条例の

スケジュールが1部。12-4として皆様からご提出いただきましたご意見等をまとめたものがございます。それから、資料番号を振っていないんですが、中村さんからいただきました資料につきまして訂正がございましたので、別途とじさせていただきます。12-4の中に入っております2ページ目の資料につきましては、差しかえということをお願いしたいと思います。

それでは、早速全体討議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。今日も予定としては13時から17時までということで長丁場になりますけれども、ご協力いただければと思います。

今日のプログラムですけれども、資料12-1にありますように、最初に前回の議論も踏まえまして条例案の検討に向けた今後の進め方を最初に市から説明いただいて、内容について確認するというところで考えてございます。その後、全体討議②というところで、前回に続きましてこれまでの意見をまとめた資料につきまして、全体討議の中で意見交換していきたいと考えてございます。

そうしましたら、最初にスケジュールがA3の資料12-3で示されてございます。この内容につきまして、茅ヶ崎市さんからご説明いただければと思います。お願いいたします。

事務局(村上)

市民自治推進課の村上がご説明させていただきます。

資料12-3、横長の表でございます。ワークショップが終わった後の進め方がちょっと見えてこないということで申しわけございません、その部分を少し今現在でお示しできる部分をお示しさせていただいたつもりであります。先ほどの課長のあいさつの中でもございましたが、今回、あるいはもう1回ぐらいで、ワークショップで皆様のご意見を出していただくというところを一区切りしていただいて、その後、このワークショップでいただいたご意見、それから今、7月15日から8月15日ということで市民アンケートをやらせていただいております。そちらでいただきましたご意見をあわせまして骨子案的なものを作成すると。それをもとに意見交換会ということで、そこでまた議論を深めていっていただきたいということでございます。骨子案をだれがつくるのかという部分につきましては、基本的には市民自治推進課、私どもで進めさせていただくんですけれども、もしお時間、ご協力いただける方がいらっしゃいましたら、そこにご協力をいただきまして一緒につくっていくと。それを骨子案ということで意見交換会へ、いわゆるたたき台とかそういう形で出ささせていただいて、それをもんでいただくということをお願いしたいということでございます。

メンバーということで書かせていただいておりますけれども、今このワークショップにご参加いただいている皆さんはもちろんとして、それ以外の方で新規に参加されたいという方もお断りするつもりはございませんので、広く市民の皆様にご興味ある方にご参加いただいで進めていければなというところでございます。

今、協働推進主管課調整会議の職員にも参加をいただいているところでございますけれども、さらに本市民参加条例自体が自治基本条例に基づく部分がございまして、その自治基本条例を主管する庁内の会議がございまして、そちらの職員についても必要に応じて参加をもとめていくようなことを考えていきたいと思っております。あとは括弧して学識経験者と書かせていただいておりますが、必要があれば学識経験者等の参加も求めていくことも考えていきたいということでございます。

その意見交換会でいただいた意見をまた事務局でまとめて、そのキャッチボールを何回もしていくようなイメージになろうかと思います。回数はここには4回しか書いていませんけれども、実際問題これがどういう形になるかというのはある程度進めてみないとわからない部分なので、その部分はそういう形で柔軟にご理解いただきたいと思います。

ワークショップの終わった後のスケジュールということはそういう形で考えてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
事務局(村上)

ワークショップのスケジュールが、今12回、13回と、あと括弧で14回になっていますけれども、ここの考え方も若干補足いただいてよろしいでしょうか。

表の上の真ん中ですけれども、本日が7月31日でございますので、多分本日でまとめることが難しいのかなというところで、次回が8月27日の土曜日になりますけれども、会場は同じ場所、ここの場所を押さえさせていただきますので、またお時間が許せばご参加いただければと考えてございます。そこで、もしとまらないということであれば、またさらに、今開催に短くて大体3週間かかっているのが現状でして、そうすると9月中旬以降ということになると思いますけれども、14回目も場合によっては設定させていただくと、今のところは仮ということで、括弧で示させていただきます。以上でございます。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

目標としては、ワークショップについては8月27日で一回意見を整理するということを目標にしまして、9月14日は予備で実施すると。その後、意見交換会事務局ということでメンバーを募った形で骨子案を作成するステップが入ると。その後に策定意見交換会というところに移っていくという大きな流れでございます。この内容について、何かございますでしょうか。

渋田さん

浜竹の渋田です。

決して会議を遅らせようと思って発言しているわけではないということを前提にお話いたします。ただいま配付されました資料12-3でございますが、2つほど質問とご回答を求めたいと思って発言します。

1つは一番新しい茅ヶ崎市の広報の中で、いわゆる自治推進課がアンケート調査をしていますというような形で記事が出ておりますが、そのアンケート調査というのは、ここで決まったように自治会の会長さんとか、それからここでお話のあったように自治会の会長さん、168カ所ぐらいあると思いますが、または知識者に対するアンケート調査なのでしょうか。また、2つ目はそのアンケート調査の用紙について、自治推進課のほうで見せていただいたところ、前回この会議で議論になった、例えば1つの例ですが、0歳から10歳までの人が入っていたり、かぎ括弧でくくるところがおかしくなっていることについては全然修正されずに流されているという事実が判明しておりますということについてのご回答と、それから2つ目としまして、先ほどご説明がありました学識経験者というような方を入れたいというお話がありましたが、私としては、ここに来ていられる方のほうが、今茅ヶ崎市のほうが考えておられる学識経験者よりももっと専門的な方たちだと思っております。それから、福島の原子力発電所で皆様もご存じのように、専門家、学識経験者等ということで原子力安全委員会の先生方も含めて本当にそうなのかなと思われるので、茅ヶ崎市で考えてお

られる学識経験者の一、二名のお話をさせていただければと思います。それが2番でございます。よろしく、後のほうで学識経験者というお話があったので、すみません、長くなりまして。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。お答えさせていただきます。

まず、アンケートの件でございますけれども、今8月1日号の広報紙でアンケートを行っておりますというご案内をさせていただきました。これにつきましては、7月15日から皆様からご意見をいただいてアンケートをしております。そのアンケートをしておりますので是非ご参加くださいということを、ここで改めてお知らせしたということでございまして、何か別の違うものを行っているということではございません。

洪田さん

アンケート調査をして、アンケートを配った先はどこですか。168自治会に配ったのですか。

事務局(村上)

アンケートにつきましては、まず、各135自治会にお願いいたしまして、周知のための案内を全戸に回覧していただくようお願いをしています。

洪田さん

アンケート調査票を配っているわけじゃないんですね。

事務局(村上)

調査票自体を配ってはおりません。

洪田さん

それでアンケートができるんですかね。それから、自治会の会合というのは年に2回が普通ですよ。夏にやる自治会なんかありませんよ。それらのことをわかっておられてアンケート調査を168カ所に、あの1ページだけ配ったんじゃないんですか。アンケート調査そのものを配ったんじゃないということを言われていますので、何か表向きの話だけを168カ所へ配ったんじゃないですか。私も自治会のほうの関係をしていますので、実はペーパーその他について、もしあれば、あればということで自治会長さんに問い合わせしています。浜竹の自治会でございます。よろしくご回答のほどを。

事務局(村上)

アンケートにつきましては、かねてより、もう何回もご説明させていただいている部分でございます。それとやり方を変えている部分は全くございませんので、その部分、ご理解をいただければと思います。

それから、アンケートの項目に0歳から10歳という項目があるというご指摘でございますけれども、これにつきましても、以前のワークショップの中でご説明させていただきましたけれども、いわゆる作文とかイラストとかが市民参加の手法として現状使われている部分がございます。そういうところで参加してくれた子どもたちの意見も、もし聞ければというところで設けているというところがございます。

洪田さん

その今の件について、0歳から3歳までの子はアンケートを見ても理解できないと思いますよ。そういう点もこの前、この会議では指摘があったと思いますが、それでも0歳から10歳というものを入れたまんまでアンケート調査をそのまんま配ったんですよ。その辺について課長さんからの、責任者としてのお話をください。

事務局(村上)

それ以外のものについてご説明させていただきます。

学識経験者のお話でございますけれども、これにつきましても、先ほど申しましたとおり、必要があれば、いわゆる地方自治であるとか市民参加であるとか、そういった部分の専門家のご意見をいただく必要があればというところがございます。当然その地域で暮らしている皆様方とは違った視点でまたご意見をいただく必要があればという、そういう視点でのご意見ということになるかと思っております。

渋田さん 専門家を招くという話をしたんであって、誰か代表者となる方1名、有名な方を選ぶのか、それとも自治推進課のほうでこの条例に精通している方を選ぶのか、名前がもしわかれば教えてください。ここにいる方のほうが精通していると思っていますのですよ私は。

事務局(村上) 現在具体的にどの方というイメージは持ってごいません。今後お話が展開していく中で、どういう方が適任なのかというのも、あわせてご意見いただきながら進めていきたいと考えてございます。

ファシリテーター (能率協会:白鳥) 以上でございます。ありがとうございます。

渋田さん アンケートにつきましては、前回は配付させていただいてまして、その内容でやるというところを確認いただいて実施しているものと理解をしています。

中村さん していません。0歳から10歳までは直すという約束をされていたはずですよ。

佐々木さん 10歳以下と言えいいじゃないですか。子どもについても、自治基本条例でもって対象になっているんだから。もっと本筋を議論しましょうよ。

10回の議事録に載っていますので、それをご参考にしていただいたほうがいいんじゃないかと僕は思います。何ページだったかね。7ページ、第10回の議事録の7ページの部分に、村上さんが答えて、今のお答えと変わらずに、多分、補足すれば、親と一緒に見た段階でいろいろとご説明が、説明をしながら何か子どもなりの意見を書いてもらえればいいんじゃないかということをお答えされて、僕、納得して、そうですねという話で下がったと思うんですけども。

自治基本条例推進会議主管課長会議の職員というのは、今構成メンバーはどういったメンバーが構成されているのか。ひょっとしたら協働推進主管課調整会議のメンバーとかなり重なっている部分があるんじゃないかなという気もするんですけど。

その辺はどういうメンバーで、結局、格が違うといっても同じ課で、課の意向で話をするわけですから、その辺があるんじゃないかなと。かなり意見は重なっているんじゃないかなと思うんですけど、その辺どうなんですか。正直なところをお答えいただきたいなという部分があります。

それとあと学識者って、自治基本条例だとか市民参加の推進関係の学識者、もしこの中の皆さんに、僕もそうですけども、知っている方で簡単に来ていただけるような方もいらっしゃるんで、必要があればそういった、事務局と協議の上、呼び出す段取りをつくってもいいんじゃないかなと思いますんで、具体的な名前を逆に挙げてくださればね、その方だったらつてがあるよという方がいらっしゃるかもしれないんで、その辺もあわせてお願いします。

事務局(村上) 市民自治推進課の村上です。

まず、協働推進主管課調整会議と自治基本条例の推進会議ですけども、自治基本条例の推進会議のほうの主管課長会議は財政課長、文書法務課長、市民相談課長、あと企画経営課長、それから監査の事務局次長、それと市民自治推進課長で、あと事務局で行政総務課長あたりが入っております。若干、協働推進主管課調整会議とダブる部分もあるんですけども、それ以外に従来入っていなかった部分もあるものですから、広げて意見をいただく部分があるかなというところを期待してというところでございます。

それから、学識についてはありがとうございます。具体的にになったところでまたお

願いをといるところで、今現在はこの方というのではないんですけども、一般的にはいわゆる市民参加ということだと、先般来ていただいた松下先生とか、ちょっと具体的な名前はあまり今のところでは、また費用的な部分もあつたりしますので、その辺は皆様のご意見等をいただきながらそのときにご相談させていただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥
村中さん

学識の方については、骨子案を策定する段階等でまたいろいろ意見交換の場があると思ひますので、その場で思ひ返しながらか適宜また協議していただければということでもよろしいでしょうか。

意見交換会がここで示されているのは3回、まあ、4回はパブリック・コメントの部分なので実質は3回で、先ほどご説明に、ある程度進めると回数もわからなくて増やしていただける可能性もあるということなので、それを期待したいというふうに思ひます。どちらにしても、その回数がそれほどたくさん開けるのでなければ、骨子案が作成される段階というのがすごく非常に重要だというふうに思ひています。骨子案で方向性が決まってしまうかなということなので、それまでに本当にきちつとした具体的な根本のところを話し合わないと、どちらに行くのかということの方向性が本当に大切だなというふうに思ひうんですけど、この参加市民有志というところで希望する、協力してくださる方は参加していただきたいというふうなお話だったんですけども、その辺のことはどのように声かけるのか、どのようにされるのか、ちょっと明確にさせていただきたいと思ひます。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。

意見交換会の回数なんですけれども、今の段階では一応これ、自治基本条例のアクション・プランにも書いてございまして、来年の2月には、議会提案をしたということが、今の段階ではどうしてもそこは動かせないものですから、後半が厳しくなつてしまつておりますが、というところでご理解をいただきたいと思ひます。ただ、その前に必要な議論はとことん尽くすべきだと考えておりますので、ここで足りなければというところは当然これから考えていなきやいけないと思ひます。というところで、回数のほうはそういうことで柔軟に、重ねて申しますけれども柔軟に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから骨子案の作成が確かに重要な部分になつてまいりまして、その方法について、今回、次回で一回まとめさせていただいて、その段階でこのワークショップにご参加の皆さんに声をかけさせていただきたいと思ひます。ご協力いただける方にまず手を挙げていただいて、その上でちょっと具体的にいろいろ日程調整とかあると思ひうんで、まずはこちらからそういうアナウンスをきちつり正式にさせていただきたいと思ひます。そこでご応募いただいた方に、極力調整がつく範囲で調整して参加していただいてやっていきたいと思ひますので、そこはきちつと明確にお知らせをさせていただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

中村さん

時間が大分足りなくなつてきていますね。それで、私たち参加する側も、市民の側も、やはり会を効率よくこれから進めていってもらいたいと思ひうんですね。やはり時間の制限もあるけれど、もう一つは時間をだらだらかければやはりコストにみんなかかるんですから、行政のコスト、これから行政改革もしていなきやなんない中で、やはり効率よい会議をこれからやっていなきやいかん。でするので、凝縮して会議を是非やりたいと、また私たちも協力しなきやいけないと、そういうふうな思ひていま

す。

渋田さん

もう一言だけ。浜竹の渋田でございます。

私たち茅ヶ崎市民の納税している税金でこの会議も開催されているということをご認識してください。地方公務員の方、またはそのために専門家として委員になる方へ支払われる謝金も私たち市民が納めている、市長さん、服部市長さんが言われているように市民の目線で見たい市の行政をしたいということのために私たちは市民税を払っているということをお忘れなく、申し上げておきます。よろしくお願ひします。

ファシリ

スケジュール関係につきましては、他によろしいですか。

テーター

それでは、このスケジュールをベースに今後進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(能率協会:白鳥)

(「はい」との声あり)

ファシリ

それでは、続きまして全体討議の2ということで、前回の討議の続きをしたいと思ひます。最初に、今回新しく意見のまとめについて配付している資料12-2がございます。この修正の内容について説明を若干お願ひします。

テーター

前回、第11回で出た意見をワークショップのまとめの冊子に記載させていただいてあります。そこをご説明させていただきます。

(能率協会:白鳥)

事務局(岸田)

まず、4ページをお開きいただければと思ひます。4ページの中でワークショップでの意見という形で、従来A、B、Cだけの行だったんですけども、その上に全体討議での意見を加筆する欄を設けております。4ページの中で、まず定義についてなんですけども、市民参加とは何かという議論がはっきりしていないという中で、こういった定義を今後議論していくべきではないかという意見をいただいています。あと、ワークショップの参加者の皆さんの市民参加の定義、認識を少し議論する必要があるのではないかとといったような意見をいただいているところでございます。

それから6ページになります。1-3の基本原則のところ前回出た意見といたしまして、情報共有の大切さを明記していく必要があるだろうというところをいただいておりますので、そこを加筆させていただきました。

それから10ページをお開きいただければと思ひます。10ページ、1-5で市民の権利と責務というところにつきまして前回出た意見といたしまして、「市民は、市政に参加する権利を有する。」と自治基本条例で規定されております。そういった考え方を踏まえながら、市民の権利と責務というところを記載していくべきだろうというところを入れさせていただきました。

12ページになります。前回、市民参加の対象を最後、後半の部分で主に議論いたしました。まず11ページのところで市民参加の対象という中で共通する意見、考え方といたしましては、対象というのは基本的に市民参加の対象として全般とし、限定すべきではないといったところが共通する意見、考え方であったかと思ひます。その中で異なる考え方が出てきております。下のほうですけれども、必ず実施する市民参加の対象について列挙すべきだろうという意見、これは市の都合により実施できなくなる対象を減らすためというようなどころ。それと反するところとして、列挙すべきではないという意見がございました。これは、やるべきことを限定することで、今まで実施できていた市民参加もできなくなってしまうというような懸念もあるといっ

た意見の違いがありました。それに若干12ページのところで補足といいますか意見としまして、12ページの全体討議の欄のアイデア、提案の中で4つ目のチェックの部分になりますけれども、市民参加を補償することで時間がかかるものとか不利益を得る人がいる場合には、市民参加が難しいと。緊急時とか不利益を被る場合など行政で判断できる部分をきちんと明記しておいたほうがいいのではという意見もありました。それから市民参加を行政がしなかったときに説明責任が発生する、そういったイメージにしてはどうかといったようなところ。それから、その下でございますけれども、どのような場合でも市民が参加したいと思えば参加できる体制が必要であると。そういったところから、対象を明記すべきではないといったような意見をいただいたところでございます。

続きまして44ページのところでございます。44ページにつきましては、市民参加の新たな手法というところでございますけれども、前回の全体討議の中では、茅ヶ崎らしい市民参加といったものを今後どう考えていくかというところを議論してはといったところと、あと、協働とか住民投票、それから日常的に市民参加ができる仕組みといったところを考慮して明記してはどうかということ意見をいただきました。

それから、最後になりますけれども46ページのところで、この部分は市民参加推進の仕組み、体制それから条例の見直しに際してという項でございますけれども、全体討議の中で自治基本条例では学識者による評価しかないというところで、その評価のところでも市民参加の必要性について議論していくべきだろうといったところ。それから、条例で運営上問題が起こったときに、市民と行政が話し合っ改定していくという項を盛り込んではどうかという意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

前は、基本的には資料の11ページの市民参加の対象というところをメインテーマとして話し合ったわけですがけれども、他の項目にかかわる議論もありましたので、それをその該当項目というところに入れて整理したという内容になっております。

議論のメインの対象とした市民参加の対象につきましてですけれども、今の段階では前回の議論を踏まえた整理をしまして、全ての項目を議論した後でもう一回振り返って最終的に確認しましょうということになっていたかと思えます。まずここまでについてはよろしいですか、こういう整理で。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今回と次回の進め方というところと絡んでですけども、前回に続きまして今日は13ページ以降、各グループを中心に意見が出されたところの中で、ここが特に大事だというようなところを確認しながら進めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

村中さん

すみません。司会者の進め方に異議があるわけではないんですけども、前回、市民参加の対象というところをやっただけでもいろいろな意見が出てきたので、これからどこを重点的にやっていくかというところで、あまり時間がないところで、重点的にきっちりやっていかなければいけないところをもうちょっと絞っていただきたいなというふうに思うのと、それから、多分皆さんがこの間も議論になって、市民参加っていうものの想像しているものが違うんだなということがすごく明確になったので、私たちが市民参加条例をつくるその立ち位置ですけども、私は市民の側に立った条例をつくりたいというふうに思っているんですね。行政側に立って条例をつくる

か、それから市民側に立って条例をつくるかによって、多分書きあらし方とか、それから内容がずっと違ってくるんだというふうに思っているんですね。その辺は議論をし合う中でも多分出てくるので、それをぜひ念頭に入れながら考えていただきたいなってというふうには思っています。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

重点的にやるところを絞ってやっていけばというお話をいただきました。もっともなご意見かなというところもありますけれども、じゃあ、どこが大事だというところで決めるところでも、またなかなか決めるところで時間がかかるという整理もあるかなと思います。それで、ご提案としては、市民参加の方法と仕組みというところは、わりと具体的な中身が示されているというところで、この中身については各グループでそれぞれ意見が出されているところを受けて、ここはどうしても言っておきたいというところがあれば、確認させていただいて、それで全体の考え方の議論に持っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。スピードアップしながら進めていければと思います。

市民参加の時期から行かせていただければと思います。今の段階では14ページにAとCから意見が出ていまして、一応共通的な考え方としましては、政策の企画・計画段階からの市民参加を位置づける必要があるというところを共通的な考え方ということで抜き出しています。例えば14ページの中ですと、企画・計画段階というところに加えて予算への参加ですとか、あるいは周知に関わるような意見がCグループから出てきているというところです。

中村さん

計画段階からスタートし、市民が参加するということになっていますが、それをどこまでどの段階までやるかということですが、基本的には評価のところまでいくと。ただ、私が考えているのは、それぞれの段階で関わり方が違うんじゃないかと思うんですね。プランは、例えば立案して、でもそれは決定できない、市の案としては決定できますけれども、そこまでで、その後は議会に行くわけですよね。ですからそれで決定されちゃうんだから、私の案ではその先、市の政策の決定までプランについては関わり合うと。それからこれを実際にその計画が実施されるときになって、市民が直接参加できるかという、物理的に執行は市の職務だと思っているんですね。そうするといろいろな指定管理業者とか、協働とか、NPOの協力とか、そういうようなことで参加することであって、実際市の執行を市民が直接関与するということはちょっと無理があるんじゃないかなと思っています。

それから評価についても、これは最終的、最後の段階まで市民が参加すると。だからちょっとそれぞれ参加するといっても、スタートだけじゃなくて、どの段階でどの部分まで参加していくかということをお話しされたほうがいいんじゃないかと思うんです。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

自治基本条例の中では市民参加について第16条の中で、市民参加については条例とか政策について、制定なり策定なり、評価の過程に参加すると位置づけられていて、そのPDCAそれぞれの段階で何か参加の仕方が違うんじゃないかというご意見が1つと。あと、すみません、確認なんですけど、実施の段階のところについては市民が関与しづらいところがあると。で、そこはどういうご意見なのか、もう一回確認させていただいてよろしいですか。

中村さん

実施というのは実際に計画を実行するわけですよね。実行はやはり執行機関ですよ。市民じゃないと思いますね。だけれど、市民はいろいろな形で協力はしますよ。

協力はできるけれど、実際にじゃあ、市の職員と同じような立場で執行にかかわり合うというのは、僕はこれは難しいというか、逆に不効率になると思うんですが、そこらあたりをちょっと議論してください。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

そうすると、評価の段階での市民の参加の中でフォローする体制をしたほうがいいんじゃないかと、そんなご意見という理解でよろしいでしょうかね。

中村さん
石塚さん

はい、そうです。

私はこのP D C Aの前に、何かやろうとするときにあるプランがある場合に、ある現状評価があると思うんです。その評価の段階から入らないとおかしいんじゃないか、それでプランが出てくるんです。ですから、現状は何だという部分でやるときに、今、茅ヶ崎市の中で80本ぐらいのいろいろな計画があるわけですよ。あれもP D C Aできちっとチェックして、評価していかなきゃいけないだろうと、そこがすっぱり抜けているんですよ。だからそこが原点であって、そこから何かのプランニングをやるときに、その原点の評価をきちっとしていかないと話が進まないだろうと。今回の参加条例の部分も、前の計画でいくとどうなんだ、「評価したのか？」っていったら、していませんと、15年も何もしないでやってきたのを、いきなり参加条例をつくりたいからとプランができてるわけじゃないですか。そうするとそのところの大きなギャップがある、現状値の認識の差があるから、逆に言えばそのことをきちっとまず現状ある80本もある計画の担当セクションが何をやっているのか、年間で。それから2つ目は、それをどういうふうにそのP D C Aを回して評価したのかという原点を毎回、毎回やっていけば全てのものに対して明確になる、そこがこの参加条例のいろいろな市のある部分でも毎回抜けている部分。ですから、つくっちゃえば後は知らんよというのが実態なんで、そのところは僕は入れるべきだろうと思います。

中村さん

P D C Aサイクルですね。だからP D C Aサイクルということで、評価というのは次の計画に結びつけるというような意味での評価で、そういう意味も含めた評価であると僕は理解していますけれども。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

いろいろな計画とかがありますので、それぞれがP D C Aで回っていますから、その個別の内容によってどんな市民参加が優れているかというのは違う部分があると思いますけれども、「課題は何？」から始まって、内容を行政がフィクスする前に市民のニーズを吸い取る場面を充実するといったような考え方でよろしいですか。

石塚さん

考え方はそうです。けども、その前に、じゃあ、市はどういうふうに評価したのかというのが抜けているんですよ。今、計画が5年とか10年とか、長いのは20年ぐらいのがありますけども、その部分の計画に対して行政は、仮に23年度、何をやるのというのははっきりしていない。それから逆に言えば、はっきりしていないから評価もしていません。何かやろうとしたときに、今、市民参加する行政案をつくらうとするときに、そのP (プラン) を、1つの実行計画をつくるわけですから、そのときに現状値、何が問題なのか、だからP (プラン) が出てくるんだらと。その現状値がはっきりしない中でやるということがおかしいんですよ、いつも。ですから逆に言えば、行政はその現状をやる前に、今こういう課題があるから今回のプランニングをやりたいと。名前だけじゃないんですね、「市民参加条例をつくりたいからやります」、「じゃあ、今までどうしたの?」、「わかりません」という言い方が毎回出てくる。そうじゃなくて、今までやった中ではこういう現状で、こういう認識で、こういう結果

ですと、こういう課題がありますというのが先にあった段階でプランニングが出てくるんだろうと。そこを先にきちっとやるという前提の行政側とそれから市民とが情報共有しないとスタートしないんだろうと。その情報共有の中に、情報を持っている行政がそれをオープンにしてないと。だからそこをきちっとオープンにしたいんですよね。そうすれば全てのものはっきりとしてくるだろうと、いろいろな部分があります。大きな計画じゃなくても、小さな計画でも、全然計画と違ったことを報告書で出てくるようなことがいっぱいありますから、逆に言えば決まったことで何をやるのということを公開しておいて、ここまでできましたと、これはできませんでしたと、で、ここに課題がありますということをきちんと明記することが全てのものに対する基本だろうと、そこが抜けていて、そのいざやろうとすることだけを言うんではおかしいだろうと、私はそう思います。

中村さん

確かにそのとおりで、では最初に問題点を把握するための作業をして、それからPDCAサイクルにつなげるということにしたらどうでしょうか。

石塚さん

そうですね。

村中さん

茅ヶ崎市もそういうふうに行っているところがあるんですね。それが全庁的に認識されるようになればいいなというふうに私も思います。環境基本計画を今回、23年度からスタートするものをつくったんですけども、それは環境市民会議ちがさきエコワークというのが、環境基本計画がどのように実施されてきたのかという評価をして、課題をちゃんと書き出しました。それをもとにして市民が参加して計画をつくりました。それが行政がちゃんと認知して、行政の中でも議論をされて、で、計画の実施に移します。その時に、中村さんは実施に市民が加わらないとおっしゃいましたけど、環境の場合には市民が参加しないと環境が保全されていかなかったりとか、それから環境の、生活が保たれていけないという点では市民が参加しないと何もできないんですね、計画が推進されないんです。ですからそこにも市民が参加しています。で、またそれを評価するということで環境基本計画の中でちゃんとサイクルになるような形で行われているので、全ての点で市民が参加していくということがされているんですね。そういうふうに行うとして、できているところもあるわけですから、それがいろいろな面で実質的になっていけば違うと思いますし、それから全体にたくさん計画があるので、それをそういうふうに行っている計画が少しなので目立たないという部分もあると思うんですけども、もう少し計画をきちっと精査して、やるべきところでやっていったり、各課が連携していけば、それで実施に移されていくのかなというふうに思っています。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

今のお話は課題というところが明らかになっていないけれども、その課題のところから市民と一緒にやっている好事例はありましたという理解でよろしいですか、大体大きなところは。

村中さん

自治基本条例に書いてあるように、の上に企画の段階から実施、評価のところまで市民参加ができているというふうに思っています。

中村さん

確かに村中さんの言われたとおりだと思うんです。ただ、市の仕事の内容で、1つは事務的なことがありますよね、事務というやつね。これまでは市民は参加する必要がないというか、したら逆に不効率になるし。ですから実際の現場の仕事になるんですね、それは確かに市民の参加は必要だと思うんですが、実際の事務をやるところまで市民が参加する必要はないと思うんですけども。だから分けて考えたらい

んじゃないかと。

佐々木さん

中村さんの言われていることは確かに僕もそのとおりで、基本的にはそのとおりかもしれないんですけど、最近は事務所掌事項も、指定管理制度ですとかそういった形で事務所掌を市民側に、市民とか業者に手放して管理させるという手法を積極的にとって行政の軽量化を進めているという背景が、というか進めさせているんですよ、総務省が。そういうのもありますし、実際に事務所掌事項も、理屈の話になっちゃいますけれども、市民が委託している話ですので、基本的にそれをやらないまでも、やはり事務所掌事項も含めて管理して、監視していくということで、やはりその辺も含めて参加していくという必要があるんじゃないかなって思います。

中村さん

確かに佐々木さんの言われるとおりで。私の案で第10条に、これは市民参加の時期のところで書いてあったんですけど、その第2項でそのことを謳っているつもりです。

佐々木さん

Aグループのところで予算編成への参加という部分があるんですけど、実際に予算の透明性が保たれればいいし、参加して監視していく必要っていうのはないんですけど、今現在、全体の数字だけ、その積み上げた数字だけ公表して、年間こういう形で進んでいるからこれで納得しろという話をして、議会にも市民にもそう説明するんですけど、そのつくる過程というのを公開している地方公共団体っていうのが、まだまだというか本当にごくごく少例ですけどもあるんですよ。公開するだけじゃなくて実際に一緒につくっていくという地方公共団体も出てきていますので、そこまでいけば茅ヶ崎、理想なんですけれども、できないまでも、予算編成の中に市民の意見を何らか入れていくという手法は、やはり予算を透明化するという形では必要では。予算を透明化して市民として払っている税金がどう使われているのかというのが納得できる形で見せられるというのが必要だということで、この予算の編成への参加っていうのを書いています。

中村さん

その予算が2つあって、全体の予算と個別の計画に伴う予算があるんですが、個別の計画に対する予算というのは、計画の立案の時から当然市にこれだけのお金がかかるということ、それが市民サービスにどういうふうに影響するのかということ、我々はそこを知らなきゃいかんということで、ただ、全体の予算まではどうなのかなっていう気はしますね。予算そのものは議会でもやってないんですよ。市長しか予算の議会提案の権限はないですから、議会も予算は、一応は特別会議はあるけれども、実態は予算を編成していません、彼らは。そのくらいの状況なので、それを市民がそこまで入ることがどうなのかなという気はしますけれども、ご意見ください。

佐々木さん

事例として幾つかの町、市町村、市では残念ながらないんですけど、町でやって、平塚も多少やっているのか。完全にカメラを入れて。市民を入れて予算編成会議という形をしているのは、岩手県の町が実際にそういう会議をしているという、一番それが進んだ事例というか開けた事例かなと。今までの予算のブラックボックス化をということをやっていますけれども、確かに中村さんの言われているとおりで、ここの部分は首長の英断というのが伴ってきますんで、どこまで入れ込めるかというのはちょっといろいろありますけれども、ただ、平塚のような形の公開であれば、そこまでの判断でなくても入れられるようなところで、そこまでは是非持っていければいいのかなって僕は思っています。

洪田さん

一言だけ。浜竹の洪田でございます。

国の予算をつくる時の話をいたします。国の予算をつくる時は閣議決定をして翌年度の予算を決定されて、議会にかけるときに議会の中で公聴会を開きます。国民の代表であられる方が10名ほど発言をされて、公聴会で発言をされて国の予算について反対派もあり、賛成派もあり発言されて、国の予算について議会のほうで決定をされることとなっております。その例に基づいて、茅ヶ崎市長の、今の現市長の市民の目線で市議会または市を運営するというようなお話も多々聞いておりますので、茅ヶ崎市も平塚とか他の市町村のように市民の目線で見た予算をつくるというようなことになっていこうかと思っておりますので、ここにおいでの方も他の市の先進的なことかもわかりませんが、市民の目線で見た予算をつくるように協力をすることが、私は条例案になっていこうかと思っております。よろしく、茅ヶ崎市の市民の方は他の市の方よりも、私は知識が上と見ています。見ているというか私も市民ですのでそう思っております。特に女性の市民の方は上の方と思っておりますので、よろしくここにおいでの方も、国の予算の編成については閣議決定があっても予算委員会において公聴会等が開催されていると。いわゆる国民の代表が出て反対意見を言ったり、賛成意見を言っていくということも事実としてありますので、例として、意見として申し上げておきます。よろしくお願ひします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

予算については、現状ではなかなか難しい部分もあるけれども、先進的な事例もあるし、将来的な対応も含めてなるべく市民の目線に近づけた予算編成ができるといいなというご意見だったかと思ひます。

渋田さん
ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

法律も、重要な法律については公聴会が開かれます、国は。つけ加えてください。それで、市民参加の時期というタイトルになっていますけども、そこに収まらないような意見もいろいろ出てきていたかなと思ひますので、ちょっとまたそれも全体の中で振り返らせていただければと思ひます。

とりあえず参加の時期についてはこの辺で一旦、終わりにして、次に進みたいと思ひます。よろしいでしょうかね。

次に15ページ、参加の方法でございます。ここでは今の議論とちょっと被るところもあるかもしれませんが、今のところ共通的な意見として挙げた内容として、市民参加の場面や目的等に応じた適切な参加の手法を検討し、決定する必要がある。それから2番目は、新しい市民参加の考え方、手法を検討する必要があるという2つの意見でまとめています。この点について、よろしいですか。

中村さん

市民参加の方法というのは幾つもあると思うんですけども、法律に基づく市民参加というのがあるれば、法律では規定されていないものを今後どうしようかということもあると思うんですけども、法律に基づくものとしては議会の請願が地方自治法に載っているかどうかちょっとわかんないんですけど、議会への請願というのがありますね。それから他市等との合併なんかも、これは50分の1だったかな、これは住民です、住民の50分の1をもって、署名をもってそれは要求できるということに、これは地方自治法に載っておりますし、それからまだいろいろあるんですね。例えば条例の制定・改廃の請求とか、事務監査の請求、こういうのは書く必要はないけれど、法律で認められていること以外のもので、これをどういうふうにしようかということ論議したほうがいいと思うんですね。僕はごちゃごちゃ書いてありますけれど、これを認識した上で議論することは必要なんです。その中で一番問題になっているのは、住民投票って後から出てくるけれど、住民投票というのは非常に曖昧なんです。住

民投票は法律で認められているものが非常に限定されちゃって、その範囲が非常に限られちゃっている。それを拡大することによって、住民投票を介して市民参加をもつと促進するというような考え方もあると思うんですけども。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

中村さんの別紙で今日出されている資料の第11条、6ページ目にあるんですけども、ここの中で(2)でアからカまでいろいろな規定の制度が列挙されているというところがあるんですね。これの取り扱いなんですけれども、これについてちょっと村上さんなりのほうで補足、どういう位置づけにするべきかとか、何か考え方があれば、お示しいただいてよろしいですか。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。

基本的には法律で書かれている権利については、もう法律でそれを根拠として権利として認められているので、この条例に書くというのはちょっとなじまないのかなというふうには思います。ただ、それは、私ども、市民参加を主管する主管課としては、こういう手法がありますよというのをご案内していくということは必要だとは思いますが、条例の規定事項としてはちょっと整理していただいたほうがよろしいのかなというふうに思います。

中村さん

こういうことがあるよということを意識して議論されたらいいと思って書いたんですが、もう一つはそういう市民が、私の案は市民と学識経験者とそれから市の職員が構成する市民参加促進委員会というものをつくって、そこを介して先ほど言った、最初のところに言ったPDCAとどうやってかかわっていくかと、そういうようなことを提案したいんですが、そこも1つの市民参加の方法だと思っております。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

市民参加推進委員会とおっしゃっているのは、この条例の見直しとか、あるいは毎年、毎年の市民参加の状況の検証とかをする組織だと思いますので、それはそれでちょっと1つの大きな話になりますので、後ろのほうで出てくるところがあると思いますので、そこでもう一回議論させていただければと思います。

この参加の方法という箱自体についてはどうですか、他には。先ほど市民参加の時期のところに出てきたようなPDCAそれぞれの中で必要だとか、より課題から始まった市民参加というのと通じるところがあるかなと思いますけれど。

佐々木さん

共通する意見、考え方は、箱の中の1行目とほとんど変わらないのかもしれないですけども、現況の市民参加の方法について、その運用をもう少し見直していく必要、特に審議会なんていうのは、八十幾つ計画があつて、そのうち四十幾つ審議会があつて、実際に開かれたことがないような審議会というのがあるのも、1回ぐらい開かれたのか、開かれないのかっていうのもあるし、年間重要な法定審議会でも何回も開かれていないというような審議会もありますし、その辺で整理だとか統合だとかというのを進めていくような、そういう形での具体的な見直しというのが必要な部分というのが出てくると思いますし、それから、市民討議会みたいに本当にあっていいのか、あるべき姿って今の状況でいいのかっていうようなものも出てきていますので、その辺についての議論を深める場というのを、この市民参加条例の検討委員会では無理ですけども、無理かもしれないですけども、市民参加条例ができてからでも、できる過程でもいいですから、その辺を見直して精査して、整理統合を追加していく場づくりというのが必要だって考えています。

ファシリ
テーター

今のご意見は、1つ1つの例えばアンケートなりワークショップなりにしても、その運用の仕方について改善する余地があるんじゃないかという意見が1つと、あと、

(能率協会:白鳥) 必要のない審議会とか、必要な審議会とか、枠組みそのものを変える必要性の議論が必要ではないかという2つあるのかなと思ひまして、後者については、さっき言っていた市民参加推進委員会とかその辺との議論の中でまたちょっと検討が必要な課題かなと思います。そんな整理で大体よろしいですかね。

佐々木さん そうですね。

中村さん それと、私の案では議会についてあまり触れていないんですけど、議会へもっともっと参加する方法がないかなと思います。議会でも公聴会とか参考人として参加していく方法もあるし、もっと極端に言えば、今の現行法に基づかない新たな手法で市民が議会に対して提案、政策・条例提案をするというようなところまで書くべきかどうかというのをちょっと迷ったんですけど。松下先生は、あまり急ぐなということを言われたんで、ちょっとそこは議会の反発もあるから除いています。でも、それはもしかしたら必要なかもしれないんですけどもね、どのように思われますかね。

山下(毅)さん 今の一連のお話を聞いている中で、按察官という考え方が、ローマ法にあるんですけども。按察官、これはどういうことかという、行政や政治というものを監視する役をする役職なんですけども、新しい考えとか、新しい提案を考えると、そういった考え方も必要なのでは。つまり、幾ら法律が制定されたとしても、訴訟を経験されている方はよくおわかりになると思うんですが、結局、法案改正で自分の都合のいい、市民目線での意見が通りにくいのが現状です。そこで、実際議会や政治、行政とか正常に機能しているかどうかで厳しくチェックする権限を持った役職を新たにつくりますと、今皆さんがおっしゃったように、市民目線で是正されていくんじゃないかと。ドイツ民法もローマ法がベースになっています。

中村さん 市政については監査室というのはありますよね。それと、議会をチェックするのは今のところないけれど、それとどう違うんですか。まあ、同じような気もするけれど、どのように違います。

山下(毅)さん 例えば、もし現行のチェックが正常に機能していれば、今みたいなお話っていうのは出てこないと思うんですよ。で、より権限を持った、かつ責任あるポジションを、我々を通して市民目線で、先ほど渋谷さんがおっしゃったアンケートをとりますとか、より市民の声が届く、かつ市民レベルでそういったものが正常に機能しているかどうかまでチェックする、もしかしたらなんですけども、1つの提案として機能するのではないかと思います。

ファシリテーター (能率協会:白鳥) 共通の枠の2つ目で、新しい市民参加の考え方って書いてありますけれども、その辺につながるところも出てくるかもわかりません。また後ろのほうに回してもいいですかね。

中村さん そうですね。もう一つ、内部監査以外の外部監査がありますね。お金はかかるけれど外部の会計士とかなんか、法律家を採用して外部監査、茅ヶ崎市は今内部監査で済ませていますけれど、外部監査の場合には手心を加えませんから。それから市民の立場に立って、第三者ですからね、ちゃんとやると思いますので、そういう制度もあるんですが、まあ、お金がかかるから内部監査でやむを得ないのですかね。お金をかけずに市民が監査をやる方法もあります、あるいはそっちのほうがいいのかもしれない。

ファシリテーター 先ほどの議会の話に戻したほうがいいですかね。今のところ、資料でいうとその他の44ページのCグループの、あるいはBグループのあたり、ここら辺で議会について

(能率協会:白鳥) て入れているんですね。これは非常に大きな話であって、基本的には多分市長部局から議会には直接言うところとちょっと芳しくないようなところがあるので、やるとすると市民から直接議会にみたいな考え方が必要になる部分かなと思うんですが、これは一回項目として上に上げる方向で整理するほうがよろしいでしょうか。

村中さん 行政のほうで議会基本条例の説明をされますか。今、議会基本条例ができて、23年の4月から施行されています。今、議会制度検討会というのが開かれていて、その議会基本条例に則って市民に議会として、各議員じゃなくて議会として報告したり、意見交換したりしようというような仕組みを考えていくということで、茅ヶ崎市も少しずつ進んでいく、議員さんたちが自主的に進んでいくという方向に行っているんですね。で、それに関わってくると思うんです、市民参加というのは。で、できればその議会基本条例の中で制定したので、市民参加をもっと積極的にやっというふうな考え方は出てきていますから、それと呼応してというところで考えていかなければいけないというふうに思っています。

中村さん ちょっと質問。議会においてすべての政策や重要事項ですね、こういうものが決定されるんですね。市長はそれを議会に提案できるんですけども、その最終的な決定というのは議会が権限を持っているんですね。本当は市民の声を確実に届けるには議会との関わり合いを持っていかないとこれは無理なんです、一挙にそこまで行くのがいいかどうかの問題はありますけれど、そういうことも将来的には考えたことが必要じゃないかなと思います。

ファシリテーター はい、ありがとうございます。

(能率協会:白鳥) 議会基本条例があるので、基本的にはそっちのmatterに譲って議論すべき項目だということだと思います。参考意見といった項目ですが、その他の中ではなくて、少しレベルを上げて確認するという整理でよろしいですか。

佐々木さん 議会基本条例ができてから、議会基本条例に議会に関する市民参加を譲るという考え方というのは、僕は法令学的には反対なんです。市民参加条例がある以上、議会も市民参加条例のアウト・オブ・コントロールになる立場のものではなくて、条例の中に、条例を準拠していく立場の組織ですから、白鳥さんが言われるように、議会に対する市民参加というのは、市民参加条例の中でひとつちょっと別の議論の場をつくってもいいかもしれないですけども、議会基本条例のほうにその議会に関する市民参加を譲ってということは、ちょっと考え方としては違和感がありますし、それはすべきではないと思います。

ファシリテーター わかりました。そうしたら議会について今44ページに出ている意見を参考にしながら、もうちょっとここはというのがあれば、それを再度後ろの時にもう一回確認をさせていただければと思います。

渋田さん はい。茅ヶ崎市の現状をお話いたします。浜竹の渋田でございますが、茅ヶ崎市の現状をお話いたします。茅ヶ崎市では市民相談課には弁護士さんが、市民相談課担当の弁護士さんが数人おられます。また、公認会計士さん、以前、私が知っている段階ではいらなかったという話も聞いています。現在、今のお話のあった、中村さん等からのお話があった中で、茅ヶ崎市にはいわゆるOBの監査委員とかなんかはいる。それから相談室には相談員として看護婦さんのOBが1人と、それからいわゆる市民経済部の部長をやったOBと、それから環境相談部長をされた方が1人、3名おられることも認知していますが、あくまでもこれらの方たちはそれぞれの課、それぞ

れの部じゃなくて課、茅ヶ崎市の相談員ではなくてそれぞれの課等でなっておられると聞いております。市民の目線で茅ヶ崎市を考えて、茅ヶ崎市の市民の目線でできる市役所の運営をしたいという服部市長さんのお考えで3期目をされるのが、私としては私たち市民のためになると思ってます。この条例についても正しい市民のための条例となるならば、つくことに茅ヶ崎市長さんも賛同され、なおかつ市長さんのほうからの提言ともなれると思いますので、私の意見として、本当に茅ヶ崎市民の目線で考えておられるということは私たち市民の目から見ても考えます、わかりますので、今しばらくお時間をと私は思っております。それから基本条例については、平成22年4月1日から施行されて、やっと1年でございますので、特に23条には監査に関する事項があります。23条にありますようなことで、現在、茅ヶ崎市も新しい基本条例に基づく監査及び市長さんのご意見が出るようなこととなっております、と思います。市民の目線で本当に皆さんも、基本条例じゃなくて議事条例をつくることが必要だと思われるならば、どうぞどどん議論されることを望みます。よろしくお願ひします。

青木(洋)さん

今は市民参加の方法についての議論の時間だと思うんですが、今この四角の中に2つほどまとめた文言が書かれているわけなんですが、これまでのワークショップの中で、その方法というところについて3グループでそれぞれいろいろ検証等いろいろあったかと思うんですね。先ほど佐々木さんのほうからも、1つ1つの項目、方法についても運用に問題があるとかというようなご意見も出ていましたが、それをもある意味もう少し議論して、この中でどうまとめていくかということも必要だと思うんですが、と同時に、資料で送ってこられた中で、今日来られていない方でもいろいろ提案とかもなされているんですが、新しい手法など、そして今の茅ヶ崎のこの今の市民参加もかなりいろいろ進んでいろいろな手法が出てきている中で、それをもう少しまとめてあげた中で議論していく必要があるかと思うんですが、先ほどファシリテーターの方が、時間がないのでということでもかなり飛ばされているような状況があるんですが、ここはもう少し丹念に進めていく必要があるのかなと。市民参加の基本方針の中でこれは網羅されていた手法というのがあったかと思うんですけども、それが問題だからやはり検討しなきゃいけないということで、今このワークショップを迎え、新たな市民参加条例をつくらうとしているわけですから、ここの議論をもう少ししていくように、ちょっとファシリテーターの方、もう少しファシリテートを1つの方向に持っていったきたいなと思ひますが、よろしくお願ひします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

今いただいた意見の1つ目が、個別の手法についての改善課題等があれば、それをもう一度明確化したいと。個別のものについては、個別手法が21ページから出てきますので、その段階でちょっとやらせていただければと思ひます。

それから、全体的に新しい手法として議論いただいた内容とか、ここは一般的な条例ですと市民参加の方法としてはこんな項目がありますよと、これに基づいて市民参加をしますよという規定をされているのが一般的なところなんですね。今、16ページに各グループからの意見があつて、今のところ枠の中は2グループ以上から共通意見があったものだけを抜き出していますので、1グループからの意見でもこれはちょっと残したいみたいな意見があれば、その辺をこの場で伺えればと思ひますけれども。

例えば今の、たしか市民参加の指針にはないけれども、16ページのCグループの

意見で、政策形成手続ですとか、市民政策提案制度とか、あるいは参加手法の組み合わせベストマッチングシステムとか、この辺の意見が出ているというところですね。Cグループは、グループの意見じゃなくて各個人の意見だという話が前回ありましたので、それをどこまで抜き出していいかということも含めて、この辺はこう位置づけていきたいよみたいな、新しい手法みたいなのがあれば、意見を出していただければと思います。

石塚さん

私はこのまま入れればいいかなと思ってますけどね。だからその上のところは消しちゃってもらっても構わないけども。内容としては市民参加手続と形成の手続、それから意見の提出手続、これは全部必要なことですから、これは入るもんだと思っていたんですけど、この項目の中に抜けているから、どうして抜いているのかなと思って、後から入れるためにやるのか、個人の考えではなくてこれはグループでもあるし、私の考え方にも入っていますから、僕はこれは入れるべきだと思いますけども、全体にこの1から5は全部入るべきだろうと思います。意味としてはね。意見の考え方ですから、処理方法、今みたいに言ってきましたけど、表示しました、でも、意見は何も入れませんということじゃ困るわけですから、そこはきちっとすべきだと思います。そのためにはこの手続の部分の中では、この内容をきちっと明記すべきだと思います。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

これは、「今までのものに加えてこういうものも必要だ」みたいな整理の仕方によるしいわけですね。

石塚さん

はい。

山下(毅)さん

今の意見に付随する考えなんですけど、必要であるならばもうこれは必要不可欠ということで、任意規定じゃなくて強行規定として明文化すれば、おそらく何らかの阻害とか邪魔にあうとかということはないだろうと思うんです。

中村さん

これは地方自治法第74条に、その条例の制定改廃の請求というのが住民に認められているんですが、それは住民の50分の1なんです。それで、ここで人数の問題なんですけど、ここは10人でという、このCグループの意見は10人の連署でやるという、その10人と50分の1じゃ、えらい違うんで、そこらをちょっと少ないかなと、10名ではと思いますけれど、提案そのものは必要だなと思います。その提案の制度をどういうふうにするか、それは市民参加の推進委員会が担うのか、それとも別の組織、別のそういうあるいは条例での制度でもってやるのか、いろいろあるとは思いますが、人数についてはちょっと少ないような気がします、今の地方自治法に比べると。それと、地方自治法を超える条例というか制度になると思うんですが、これは法律的にはどうなんですか。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

その最後のところをもう一回いいですか。

中村さん

地方自治法では有権者の50分の1ですね。連署という署名をもって、それで住民投票ができることになっているんですよ、投票の請求ができることになっているんですが、仮に10名の連署でできるとなると、そのところが大分違う、乖離があり過ぎるんでね、が1つと、もう一つは、そういう地方自治法を超える範囲の制度なり条例なりということになると思うんですが、それが事実上できるのかどうか、そこ

のところ。

石塚さん

その10人の意味は、10人で議会に提案できる、行政に提案できるという提案ですからね。これで改廃するなんていう話を言ってる話じゃありませんので、要は、今は議員の中に、議会に出して、一応意見書を出して、市民は出せないわけですよ、内容自体。それを逆に議会へ提出するんであれば10名ぐらいの連署を、議員の場合には5名連署じゃないですか。だからそういうふうな意味での10名の連署があれば、一応政策提案の部分に対して検討ができるという意味の話をしただけです、内容自体ね。ですからちょっと違うんです。

それから、私が先ほど言った1から5番の部分は、逆に言えば市民参加の方法じゃなくて、方法の具体例として1から5が入るべきであって、実際に行動する部分として1から5が入ると、大枠になると思うんですよ、意味としてはね。ちっちゃな部分で1から5、ドンと書いたんじゃないで、要は実際の市民参加の方法の具体例、具体方法として1から5がありますよと言ってる話であって、逆に言えば参加するほうの中のちっちゃな、ちっちゃな話じゃないと、大項目になるというぐらいの意味で入れるべきだと言っております。

山下(憲)さん

今、議論になっています自治法に基づく有権者の50分の1は条例の改廃でして、茅ヶ崎では1回やったことがあるんです。やりましたが、残念ながら、これは議会に対してやったんですが、ちょっと提案が何かおかしいところがあるということで議会で否決されてしまったんですが、それはできます。しかし、今ここに書いておられます市民10人以上の提案制度のほうですが、現在茅ヶ崎市では別に10人以上でなくても1人でも2人でも現在できるんですよ、提案は。私は大分やったことがあるんですが。だからわざわざ10人以上と書く必要はないと思います。以上。

石塚さん

1人で提案すると没になっちゃう。

事務局(村上)

市民自治推進課の村上です。

今、中村さんからご意見があった中で、要は法律で50分の1という規定があるときに、それを要は上乘せをもっと違う数字を書いてしまうことができるのかというお話だったと思うんですけども、基本的には、法律上でそのまま申しますと、法律の範囲内で条例を制定することができますよというのが憲法と地方自治法でございますので、あとは個別の法律が、それがいわゆる上限をきっちり決めて、もうそれ以上許さないよという趣旨のものなのか、あるいはそうではなくて、それはいわゆる標準を示したもので、各自治体がそれを上乘せしても構わないよとかそういう議論はあるんですけども、ただ、本件についてはそういう議論をしないでも、いわゆる市長にさまざま議会に対しての提案権がございますので、住民の皆様がある程度、10名なら10名でまとまったご意見で提案をしたら、市長はそのもらったものを市長の権限で、法律上認められた市長の権限を行使してそれをやりなさいと、そういう持っている方をすれば、かなりの部分を書けるんじゃないかなというふうには思っています。

村中さん

それ、41ページのもう話し合いに入ったということでもいいんですかね。

ファシリ

今段階では、とりあえず41ページに移るところまでで、載せていいかどうかをまずは確認したいなと思いますが。

テーター

(能率協会:白鳥)

村中さん

議論するのが当たり前かなと思っているので、41ページを。

ファシリ

はい。基本的にはそれも議論の対象にするということでもよろしいですか。①から⑤

テーター
(能率協会:白鳥) まで、とりあえずといえますか、基本的には議論していきたいという方向でよろしいですかね。

ちょっとまた参加の方法についても振り返る部分があるかもしれませんが、17ページ、意見の取り扱いです。

ここについては共通意見・考え方として、市民意見の反映方法の明確化の必要性和、事前の明示。それから2点目として、反映結果の開示というところで記述させていただいてございます。これについてはどうでしょうか。よろしいですか。疲れちゃったんじゃないですよ。じゃあ、とりあえず大きな異論はないということよろしいですか、ここは。

(「はい」の声あり)

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥) じゃあ、また何かあれば、後ほどまたここも振り返っていただきたいと思います。19ページ、情報提供の方法です。今のところ共通意見としては、市民目線でわかりやすい情報提供と、ここだけしか書いてございません。ここはいろいろ意見があったところかなと思いますが、いかがでしょうか。

中村さん 前回いろいろ議論したと思うですけれども、要するに情報の一部を未成熟な情報として公開しないということに今なっているんだけど、それが是か非かという問題があったと思うんですけれどもね。

石塚さん 未成熟情報はないという意味ですから、全部公開だという意味です。

中村さん 全部公開するの。

石塚さん ああ、全部公開。正しく公開する。

中村さん 行政、いいのそれ？ 私の案としては、市は公開が行政の執行に著しい妨げとなるのが容易に予見できる情報については、市民の要求があっても公開しないことができる。ただし、この場合はその理由を公表しなければいけないとなっているんだけど。

山下(憲)さん 今のお話ですが、情報公開、一部しなくてもいいということをお聞きますと、全部、ほとんど公開されなくなりますね。現在、茅ヶ崎は情報公開で少し大分後退しているんですよ。以前はもっと公開が非常に良かったんですが、公開度が下がっています。ですから、あまりそれは書かないほうがいいと思います。

中村さん 書かないほうがいいというのは、全部公開するというわけですね。

石塚さん 今の全部公開はいいんですけども、どこにあるのか、その内容があるのかわかんないことがいっぱいあるんですよ。ホームページ、ホームページってよく言うんですけども、ホームページの見方がよくわかんないんですよ。あっちで書いたりこっちで書いたりね、しっちゃかめっちゃかで書いていて、行政は、書いてあることは行政の皆さんはみんな知ってるだろうと思ってても、いや、知りませんって平気で言うことが多いんで、行政自体もわかんなくなっちゃっているんで、きちっと目録と内容を索引が検出できるような公開方法に変えてもらいたいんですよ。だからこの特に情報の部分、公開は全部公開なんだけど、方法の部分でホームページっていうけど、ホームページを読んでよくわかんないことがいっぱいあるんですよ。非常に見にくいし、わかりにくいし、それで途中で切れちゃうし、何か古いやつが残っていて、全然意味がわかんないやつが残っていたり。職員が使える方法にきちんとしてもらいたい

んだけどね。それはちょっと改善してもらいたい。

それから、広報も大分変わってはきたんだけど、もうちょっといっぱい行政がやっていることがあるわけだから、その辺のところはもっときちっと書く内容に広報紙も変えてもらいたいと思います。

山下(憲)さん

もう一つ。情報公開、原則として公開されるんですが、ちょっと議会に対する情報の時期と、市民に対する情報の時期が違うんですね。議会が終わってからでないと公開しないんです。だからそういうところはやっぱり検討すべきではないかと思えます。

中村さん

まだ市民が知りたいことを公開していないケースが幾つかありまして、例えば、前も言ったかもしれませんが、交付税の説明が市のホームページに載っています。平成22年度から15億ぐらいかな、交付税をもらうことになっちゃったんですが、実際は市の説明は、交付税を15億円もらうことになりましたという記述だけなんです。ホームページでは、ところが実際は50億足りなくて、そのうちの30%の15億が払われて、残りは臨時財政対策債を発行していいですよというお墨つきを国からもらったと、そこところは割愛しているわけですね。そういうこととか、例えば財政についても、市税の内訳は市民にはホームページには知らされていないですね。市税というのは法人、個人、市民税とか固定資産税とか軽自動車税とか都市計画税かな、後はたばこかもしれない、そういうものの明細は出さないと。何で出さないのかっていうのがまた不思議だ。それと特別会計は一切出しません、予算幾ら、1本だけ。こういうことをもうちょっとわかりやすく、財政状態がどうなっているかということを知りやすく市民に伝える必要があるんじゃないかと思えます。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

個別具体的な例がいろいろ出てきまして、その辺は場合によっては、市民参加推進委員会ができれば、そこでまた議論していただくような内容かもしれないと思えます。今までの意見の中で、大体情報の提供についての意見は出たかなと思えますけれども、行政としては特にいいですか、この段階では。

山田課長

基本的に原則全て公開だというのは私もそう思いますし、皆さんの情報、市民の方の情報なんで、当然のことだと私は思います。ただ、この間小池がちらっと言いましたけども、緊急のためとかそれなりの理由があって公開できないものの中にはあると。ですから、原則にという部分を入れていただいて、例えばそれを無条件に認めちゃうと、山下さんが言われるように、何でもそういうふうになっちゃうんじゃないかなということがありますから、それを監視できるような仕組みがあればいいんじゃないかなと私は思います。

村中さん

未成熟な情報を言ったのは三浦さんなので、違うと思います。で、未成熟な情報というのはアクション・プランのほうで市民と行政の行政総務課というところで話し合いをしたときに、未成熟な情報っていうのは言葉としてはないし、庁内でもそういう言葉は使うべきではないということで、ないということになったと記憶しております。で、情報公開条例に載っている「原則公開」ということが原則で、どうしても公開できないというのはもちろん載っていますから、そこに当たるといふふうなことになる場合には情報が公開されない場合もありますけど、それは市民と行政との多少せめぎ合いだと思いますけれども、未成熟な情報っていうのはないというふうに行方から聞いています。小池さんのは、市民参加で全部できるかどうかというところの話なので、小池さんから言われたほうがいいんじゃないですか。

小池さん
(市職員)

私の意見は村中さんのおっしゃるとおりだったと思います。それとは別に、情報提供の方法というところで、私のほうで今気になっているのは、情報提供と情報公開という言葉が今入り交じって出ているんですけども、市民参加条例のほうで、今この部分で言っているのは情報提供ということで、市のほうから出すというイメージのものだと私は思っています。情報公開というのは、市が出していない部分について、必要なものを要求されて出すというイメージが私にはあるんですが、原則全て情報を提供するとなると、これはものすごい膨大な量になるのかなと思います。それはちょっとなかなか難しいかなと思いますので、原則公開、情報公開は原則全てを出すというのはもちろんいいんですが、こういう情報提供については、どちらかという市が出すというイメージからすると、とにかくできる限り出すというようなイメージになるのかなと、そういうふうに思います。情報公開と情報提供はちょっと違う形の整理で規定したほうがいいのかと思います。

石塚さん

今の話でいくと、情報の共有という部分に対して、今の話はどういうふうに捉えるんですか。あることをやろうとした時に、行政はある資料を持っています。市民は別の資料を持っています。市民は一応提供します。行政は提供しませんと言っているのと同じになっちゃうから、そのこの区別をきちっとしなきゃいけないだろうと。だからそのこのところをはっきりと区別してもらわなきゃいけない。今はあるのがわかりますよ。けども、提供するのに、逆に言えばAという資料がいっぱい書いてあって、別の資料は全然でたらめ書いてある、それも平気で出しているところもあるわけです。ですからそういうことはあってはならないことなんで、逆に言えば共有という部分で考えたら今の話はちょっとおかしいと思いますので、ちょっとその辺確認してください。すみません。

小池さん
(市職員)

全てのものを載せるのは厳しいと言ったのは、例えば概要ですとか、例えば詳細についてはどこを見れますというような形の情報提供でいいのかという意味です。その概要と本体とが食い違っているというのは、公開とか提供というのはまた別問題で、本来それがあっちゃいけないことだと思いますんで、それはちょっとまた違う問題できちんとやりなさいということなのかなと思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

だから多分行政が持っている情報というのはあらゆる分野にわたっていて、それを例えば24万市民にすべてを郵送で配付するとかそういうことはできませんと。一方、市民の皆さんが言っていることは、1つはホームページの中で大体の情報は提供されているって市は言っているんだけど、どこにあるんだかよくわからないと。どこにアクセスすればその情報にたどり着けるかみたいなのところをもう少しわかりやすく解説するみたいな、よりわかりやすい情報提供の仕組みなり工夫があるんじゃないかということと、多分もう一つ、知りたいと思ったときには、もう少し深い情報も含めてその情報が適切にもらえるような、そういうような対応が必要ではないかという趣旨じゃないかなと思いますけども、どうですか。要するに、本当にこの情報が欲しいという、ホームページにないような情報が欲しいと思ったときでも、その情報がもらえるというような仕組みなりというのは必要なんじゃないかというご意見かなと思いましたけど。

石塚さん

変に要約しないでくれるかな。言ったとおりに考えてくれればいいんだ。要は情報を提供と、片一方では行政は言いますよね、提供しますと。それから市民は、逆に言えば行政側も共有しましょうと、情報を。ということは同じ目線の同じ状況で判断し

なきゃいけないですよということですよ。ですけども、そのときに本当に情報提供されてますかというのは、ある情報を知りたいというときにすぐわからなければ、なっていないわけですね。努力しないで黙ってうちで待っていたら耳に入ってくるかって、そういうわけにいかないわけですから、テレビのスイッチ入れなきゃ入らないわけですから。それは行いますけども、あくまで提供という問題と共有という問題と、知りたい権利は全て市民にあるんだよということをお大前提に置いてもらいたいわけですよ。だから、そういう時にどんどん、どんどん出してね、市の情報を全部やるとしたらものすごい枚数になっちゃうから実際はできないでしょう。だからホームページにします。で、ホームページが見にくくて意味がわかんない。で、行政の方に「載ってるじゃないですか」って、「どこですか？」って言うようなことを平気で言うんですよ。そんだけわからない、そういう行政のプロがわからないものを市民にわかれといたってどだい無理なんですよ、ホームページの扱い方、それからセクション、それから検索する方法においても。ですからそういうことがありますよというのが1つです。あくまで情報共有という部分にした場合には、知りたいことは全部包み隠さず教えてくださいという権利がありますよということをお共有というんですね。それから逆に言えば、先ほど言った要約という言葉がありますよね。資料でね、要約した資料で意味が違うことを出されて、どっちが本物なんですかって言ったときに、黙って知らん顔するのが多いんですよ、毎回毎回。簡単に言えば、議会でこんなに厚い情報を出しておいて、市民には1ページ半で、意味がこれ、伝わるんですかって。だから議会に1ページ半出して説明すればいいわけです。だからそういうことが多過ぎると。だから逆に言えば、本当の要約であれば、きちっとした項目でここが知りたいということはきちっと明示されたのが要約だと思うんですよ。わけのわかんないこと書いておいて要約ですっていうのが多いんですよ。先ほどちょっと冒頭に話しましたが、各種計画の中でも基づいても、やっています、やりますって言ったことと、やりましたということが全然同じ土俵に載っていないことがいっぱいあるんですよ。で、市は提供してます、提供してます、やっています、やっています、何やったのって言ったたら、これやりました、そんなのどこに計画に載っているのっていうのがいっぱいあるんですよ。そういうこと自体がおかしいよって。それを指摘してあげないと行政の方はわからないんだらうか。多分3年でかわっちゃうからわかんないですよって、このことを平気で言う人いますし、隣のグループでやってるからわかりませんという人もいますからね。それではおかしいんだらうと私は思います。ちょっと皮肉が入ったけども、あくまで私が言いたいことは、知りたいことは全部出す、要請したら出す、これはあくまで公開である。それから、逆に言えば変な要約はしないでほしい。で、またうその要約をされて。それから同じ年度で、前回出したやつと今度出したやつ、内容が違うこといっぱいあるんです、1週間でも。1週間でないけど1カ月ぐらいで。そういうこともおかしいでしょう。提供するなら責任を持って提供しなさいというふうに私は思います。以上です。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
佐々木さん

要約すると怒られるんで要約しないでですけど、行政が持っている情報は市民がわかるようにというところが1つあるということですかね。

他に何かございますか。

すみません、情報公開っていうのは、これはもう市民参加条例に書くときは、文言を載せるときは、これは大原則で全てあからさまに真実のものを公開しなければなら

ないというのが、これが大原則で書かなければ。で、市民参加条例というのは、要は基準の問題であって、その基準の中に「特にこれについては」だとか条件を示すべき条例では僕はないと思いますんで、その辺、じゃあ、その市が持つてる情報を全て開放、全ていつも公開するような状況をつくらなきゃなんないかといったら、またこれはこれで職員の業務内容が増えちゃって、その分我々の税金が人件費にかわってくるかもしれないという、そういう痛し痒しの部分が出てくるかもしれないんで、それはまた度合いの問題ですけれども、やはり市民参加の名のもとに情報公開するとなれば、市民に対して情報は真摯に全て公開するのを原則にするということで僕はいいと思いますし、その議論の中でやはりひとつ押さえておかなければいけないのは、地方公共団体の役割というのが、僕は毎回言っているのかと思いますけれども、その地域の市民の、その行政範囲内に住む市民の、要は執行の代理機関である、代理執行機関であるということであって、その代理執行機関が、自分たちが公表しちゃまずい情報だとか、代理執行を委託している市民に対して情報を出しちゃいけない情報っていうのが、原則的ですよ、本来あってはない、あってはいけないというのが行政の情報公開の原則だと僕は考えてますんで、それに基づいて市民参加条例の文言はつくっていくべきだと思いますし、そうであれば公開が原則だと。ただ、諸々の状況があるんでっていうようなものっていうのは、附則だとかそういったところで考えていく必要があるって思ってます。あくまでも情報は全て公開するのが原則だという形で僕はいいんじゃないかと思います。

中村さん

ちょっと情報公開で2つの意味があると思うんですが、1つは、その情報公開することによって非常に何か国民なり市民なりに不利益が生じるということがある。例えば、これは皆さんどう思うかは知らんけれど、中国の漁船が体当たりしてきましたね。あのときに国は公開しないということをやりましたね。ところがその海上保安官の1人が公開しちゃって、で、処罰しようとしたけれど、最終的にはそうならなかったんだけど、あれは日本の外交とかそういうものにも影響するかなということ、国はそれを差しとめたわけですけども、そこまでのことを今要求するのかどうか、市民あるいは市政に対して非常に情報公開が非常に影響というか、悪い影響ですね、不利益な影響を生じるようなことまで求めるのが1つと、もう一つの情報公開の意味合いというのは、市がどこの範囲まで情報を提供するか、そういうことですよ。全部という中に本当にささいなことまで提供するのかどうか、それはやはりちょっと現実的じゃないなと。情報というものは自分でとりに行く、もう受動的なものじゃなくてとりに行く、それが情報をとるための基本的な考えだと思うんですね。ですから、市民の側でこういう情報を欲しいと、とりに行くと、そういう感覚で情報公開というのを求めたほうがいいんじゃないかと私は思います。

青木(洋)さん

情報公開法の中にその条件が書いてあります。

それは書かれているので、それに呼応して情報公開法というところで明記していけばいいんじゃないですか。今ここでちょっと細かいところまでは。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

情報公開法の中で例外規定が書かれていますというところが1つと。あと、その他の情報について、市民が積極的に情報をとりに行くような努力も必要じゃないかというご意見と、それから佐々木さんの先ほどの意見も含めて、全部が全部やみくもに配付というか提供するところのコスト面についての配慮も考える必要はあるんじゃないかといったご意見だったかと思います。

佐々木さん

そういったコストだとか諸々の面で、表現あれなんですけど、もう実直に全てをホームページに書き連ねるとかっていうことは逆にサービスとしての低下になるとか、諸々の弊害が出てくる状況だということなんですね。ただ、とにかくやっぱり公開はつまびらかに全て公開することが原則であって、要は例外事項を書き連ねていくと、日本の行政はどちらかというとその例外を書き連ねていくことによって、これは例外、これは例外、これは例外って言って、その法律もしくは条例、政令等々で定めた本来の目的のものがどんどん狭められていくっていう状況をつくるべきではないと思うんですね。大元の条例ですからそれはつくるべきではないということが前提であって、ただ、実直にそんな書き連ねて業務を増やすことも、またそれはそれで考えたほうがいいんじゃないかということなんです。

村中さん

先ほど小池さんが言われた情報公開と情報提供の部分があると思うんで、この情報提供の方法という題名がそもそもこれでいいのかっていうふうに私も思うところで、もしそういうふうな情報提供の方法っていうんだったら、その情報共有の部分、情報共有というかの部分と、それから情報公開の部分っていうか、私たちが自治基本条例で議論したときには、それ、2つ分けようっていうふうな話があったんですよ。で、茅ヶ崎市で作成した場合に情報共有ってもう1つになってしまっているんで、情報共有の部分として、これを読み解かなければいけないんだというふうに思うんですけど、その辺のところを1つの文章じゃなくてきちっと書く場合に、情報提供をする場合に市民目線でもちろんわかりやすく情報提供を行うし、最大限、先ほど言ったように、石塚さんが言ったようにホームページを見てもそれがわかるとか、市報でわかりやすく出すとかっていうことは必要なんですけども、情報公開の部分はもう原則公開だっていうところをきちっと書いて、もちろん全部書いてあるんですよ、他の条例にも書いたんですけど、そこのところをちゃんとわかって書いているかどうかというところが重要だというふうに思うんですね。小池さんも多分そういうふうに思われて発言されたというふうに思うんですけど、行政の方がそういうふうに言われると、今までそうじゃなかった部分がいっぱいあるので誤解されてしまう部分があるんだと思うんです。よくわかって、石塚さんが言われたみたいに情報を市民と議会と区別して出すとかっていうようなことがされてきたので、その辺で行政の方ができなくてもいいっていうようなことを言われて、たくさんあるから大変だとかっていうふうなことを言われてしまうと、それが誤解されてしまうんだと思うので、その辺のところをきちっと書いておいたほうがいいのではないかとこのように思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

条例の本文そのもので書くというところのほかに、何かこういうところに留意する必要があるみたいな補足文書といいますか、これまでのこういう経験、こんなことがあったみたいな、そういうふうな書き方をするとか、そういうところも含めて整理するみたいな、そういう考え方になるんでしょうかね。

情報の提供については、じゃあ、いったんこのくらいで、一回今までの議論を整理するということでもよろしいですか。

渋田さん

一言だけ。浜竹の渋田ですが、総理大臣の持っている権限と茅ヶ崎市長の持っている権限は全然違うと思います。総理大臣は警察権も持っておられます。海上保安庁の事件も警察権の中に入りますので、総理大臣が下級公務員として認めたために彼の処分は、彼が行った行為について彼のほうから辞職したという形になってはいますが、いわゆる国とか警察権としての処分はされておられません。しかしながら、茅ヶ崎市長の

行政の権限の中には、茅ヶ崎警察署等のいわゆる警察権については入っていないということを、皆さん、ご理解のほど。

意見として申し上げました。というのは、あくまでも茅ヶ崎市の行政情報については、国及び県及び茅ヶ崎市において、ある行政についてはこの自治条例について公開しなさいということについて私は賛成ですので、あくまでもその件についていわゆる伏せておくというようなこと、すなわち市の方の小池さんですか、おっしゃられたことはちょっと違うように思います。いわゆる公開したものだけが、公開したものだけが市の、市の公開したものが結局市民に対して提供したというふうに意見がとれますが、そうじゃないと私も思っております。ですから小池さんの考えが本当に推進課の意見としてなされているのか、または公務員としての、1人の公務員としてなされている意見なのかということをお休みの後にでももう一度答弁していただければと思います。よろしく申し上げます。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
渋谷さん

いや、すみません、行政の方の意見は、ここでは課としての代表意見ということでなくて、フランクに皆さんで意見交換するということをご了解いただいているかと思えますので、それをお願いできればと思います。

それは市民としてはフランクに言えますが、市のほうの職員としてなされる場合は、いわゆる課長さんまで意見を通してお話をいただければと思います。でなければ私たちは混乱してしまいます。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

すみません、休憩します。後半の部分については21ページから行きますけれども、この中で枠の中に意見がまだ入っていないような、例えばシンポジウム、フォーラムですとか公聴会、説明——あつ、これは入っているんですね——とか入っていないところをできれば埋めたいというところと、先ほど意見に出た新しい参加手法のところになるべく進みたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そしたら、15分ぐらい休憩とりますかね。今10分ですから、3時25分からということでもよろしいですか。(「はい」の声あり) はい。それじゃ、また3時25分に再開したいと思います。よろしくお願ひします。

(休 憩)

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

それでは、よろしいでしょうか。すみません。じゃあ、後半を始めたいと思ひます。それで21ページからで、アンケートがありますけれども、ちょっとくりながらやりたいと思ひます。まずアンケートからモニター方式の(3)まで通して、意見等あればいただけますでしょうか。アンケートについては、今のところ共通意見では企画段階からの参画ですとか、より趣旨を理解した上でのやり方の工夫といった意見、それから23ページのヒアリングについても、企画段階からの市民の参加と設計というところでしょうか。それから25ページのモニター方式につきましても、企画段階からの市民がかかわっての設計ですとか、マンネリ化を防ぐための無作為の導入ですとか市外居住者の活用、それから幅広い層から意見聴取を行うためのモニターのすそ野の拡大というところでしょうか、こういった意見が出ています。今の3項目をとりまとめて、言っておきたい意見等あればいただければと思ひますが。

中村さん

このモニターとかこういうことをやることはもちろんですが、その結果の評価を市民も含めてやってもらいたいということです。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
村中さん

わりとアンケートとかヒアリングとかっていうところでは、案の最終段階というよりは最初の段階の中でやるケースが多いかと思えますけれども、その途中段階での結果について、何らかの評価の場があるとよいというご意見でしょうかね。

Cグループで話したときも出ていたんですけども、ヒアリングとかに関しては、現在ヒアリングをされている部分って総合計画などは何回もやっていただいていますけれども、それが日程的に余裕がないので、すごい短い期間で対象となる人たちも声のかけ方が少なかったりとかして、本当にヒアリングがきちっとされているっていうのではなくて、どちらかというとアリバイづくり的な感じになってしまっていることが多いんですね。行政の職員からの意見もあったんですけども、やっぱりヒアリングをいつどのようにするかっていう時間的な余裕がやっぱり必要なので、前に戻ってどのくらいからきちっとやったらいいかというようなことが設計されているとうまくいくのではないかっていうところがありましたし、それからもっと小さな問題に関しては、どこを対象としてヒアリングをするのかというところで、私たちは自然関係のことをやっていますけれども、全然自然関係に関係ないような部分のところでヒアリングをされて、本来は自然関係のところもきちっと聞かなければいけないのに、それは市民から言われて初めてやるとかって、後回しになるとかっていうようなことがあったりするので、やはり対象とかそういうこともきちっと考えてやっていただきたいというふうに思うんですね。ここに書いてある言葉で集約してしまえばこういうふうな感じにはなってしまうのかもしれないかもしれませんが、その辺が具体的には重要だなというふうに思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
山下(毅)さん

一部共通する課題認識のところ、ヒアリング先を恣意的に選定とか誘導されるおそれがあるみたいなどころにつながるところもあるかと思えますけれども、そこにもう少し補足を書き加える、そんなイメージでしょうか。

今のお話につけ加えになると思うんですが、対象を絞るとか人数だとか、それからその分析のプロセスがいかなるものかということをやはり公表なりしていかないと、アンケートそのものの意味が果たしてどうなのかという点で、形骸化が生まれるおそれがあると私は思います。そこで最も大事な内容として、目的は一体何なのか、アンケートをとる目的は何なのか、こういった前提条件を明示する必要があると思います。その目的があって初めて行動があるわけですが、一体どういう結果を求めようとしているのか、これが正確に伝わらないことには正確なアンケートは期待できないと思います。以上です。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
中村さん

今のはアンケートの部分でよろしいですね。

それも、一応今のところ枠の中にも内容的には書かれているところと絡んでという理解でよろしいですね。

その目的のところですが、もう一步進めて、こういう目的で例えばアンケートを実施しますと、それプラス、この結果についてこうこう、こういうことに反映させますとか、予算措置をとりますとか、何かもうちょっと具体的に次の市がとるアクションというのを明確にしてもらえれば、それによって、例えば子どもの保養所をもうちょっと増やしたほうがいいかなっていうか、増やしたらどうかなというようなことで市民の意見を求めると。そういう時には、やはり何かこれがあつたらこういうことを、次のステップとしてこういうことを考えますというような、市がこれを使うことによってどういうふうに行政に反映させるかということを示してもらえると、より対象の

人たちも適当な、適切な人を選考することもできるし、市民にとってもわかりやすく、それで協力したいという人がいっぱい出てくると思うんですけども。

有竹さん

悪かったアンケートの典型的な事例というのを紹介したらどうでしょうか。1つは、私、すごい反省があるんですけど、それがアンケートなのか、投票で市の鳥を決めるっていったときに、候補が幾つかあって、皆さんで投票して数が多かったのに決めるってということで、私はシジュウカラがすごい好きでかわいいと思っていたので、シジュウカラ、シジュウカラって書いて一生懸命送っちゃった後に、本当の背景は珍しい、市にはこういう鳥がいてって、いろいろな話を聞いていったときに、あっ、それを先に聞いていたら私は別な投票の仕方をしたなっていう、何か人気投票みたいにして市の鳥を決めた。もし今もう一回再検討ができるんだったら再検討したほうが、本当に何か茅ヶ崎の環境とかを考えるにはすごくいいきっかけな気がするんですよ。

村中さん

再投票しちゃったの。それもまた人気投票でやっちゃったの。

有竹さん

しちゃったんですか。だからそれは、こういうアンケートの取り方をしてしまうとこういう結果になっちゃうよという具体的な本当にやった事例だと思うんですけど、そういうのを例で挙げてもらおうと、あっ、そういうやり方は、いいようで、本当はこういう課題があるんだなって、すごく私自身もわかりやすかった。だからそういう、別にそのときの担当者を責めるわけではないのですが、そういうふうにしてくれたほうがいいし、市民としてアンケートをとられるときに、もうちょっと背景を説明してもらわないと乗せられてしまうというか、それをちゃんと説明してもらうための悪い例というのを何かきちっと紹介してほしいなと思っています。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

ありがとうございます。もう少し趣旨なり背景なりといった補足の説明が一緒になると、自分が本来思っていた意見ではない答えをしてしまうおそれが出てくるようなこともあるので、そういう、先ほどの事前の企画とか情報提供とも関わるかもしれませんけれども、そういうところを充実してほしいという考え方でよろしいでしょうか。

有竹さん

投票しておきながら、後で何か罪悪感にさいなまれるという後味の悪い体験です。

石塚さん

それから、ちょっとこの中に、資料の提供が遅い人が多いんだよね。せめて、これだけのものだったら、例えば、毎回ちょっと内容が違うんだけど、実際には3日、3日、3日で来て、どれを読んだらいいのかっていって、今ここに積んでるんだけど、もったいないなと思うから、もうちょっとときちっとまとめるところはまとめて、資料をきちっと提供するという基本の姿勢が大切だと思うんですよ。やっぱり欲しいといったときにはその資料をもらわないといけないんだよね。それをうまく資料提供の時期をきちっとしてほしいんですよ。それがいつも当日、当日、当日で、そういうのを統一しないでいいんで、きちっと事前に資料を配付すると、提供されて自分の考えを入れて、それでまたいろいろな部分の中に反映したいと思うんですね。それをちょっと何か言葉でうまく入れてほしいと思います。

アンケート方式の悪さかげんの中で、当日つくって「さあ、やれ」って言われて、意味もわからずやっちゃうから、そういう意味もあるからね、逆に言えばアンケートはそういうことないだろうけども、やっぱりそのときに前提条件とこのアンケートの目的何よと、それからこれをやったときにどういうふうに反映して行政に採用していくんだよという要旨が、きちっとそのプロセスが入っていれば、それで出た結果はい

つごろまでにどういうふうに回答しますよと、そういう部分がきちっと入れておくと、それを、アンケートの場合は違うでしょうけども、期間がないんですぐ判断しろっていうと、自分が欲しいと思っている情報との差もあるでしょうからね、そういう分の時間を、検討する時間ぐらいはとってほしいなと思います。

山下(毅)さん

今の意見につけ足したいんですけど、その情報提供の発信の時期をルールにしたらどうですか。もう1週間前には届く、そういうふうにしておけば、そういうルールをつくっておけば、いざ当日混乱もないだろうし、そうしたほうがいいんじゃないですか。先ほどアンケートの質問内容を誤解したっていうような意見があったんですが、よくこれはあることで、多重質問の誤謬っていうふうに言うんですけども、ちょっとしたトリックに引っかかって、自分が思いもしないことを答えてしまう、俗に裁判でいう誘導尋問に近いような形で、そういうふうなことにもなりかねないので、十分期間を持ってというのが1つの方法だと思います。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

それも全体的なところに関わるご意見ということでよろしいですね。

有竹さん

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

この会に対する提案じゃないんですか。まずここで。

頑張ります。

じゃあ、次、27ページのパブリック・コメントですが、ここはちょっと意見が多いので、一回ここだけでやりましょうか。今のところ共通意見としては、実施に当たっての情報提供ですとか、双方向の情報交換の重視で、行政側からの一方的な実施に終わらないような配慮、それから意見の取り扱いですとか、それをどう反映するかについて、行政からの細やかな回答の必要性、それから実施なり意見のとりまとめ段階においても、何らかの市民の参画ができる仕組みの必要性という3つの視点で共通意見をまとめております。

石塚さん

この文章は違うんじゃない。この3番目のパブリック・コメントの実施や意見のとりまとめの段階において市民が参加できるって、これは市民が参加しているんだよね。要は意見に対して再検討の余地を欲しいという意味で言ってんじゃないの？ パブリック・コメントは参加はできるんですよ。で、意見のとりまとめの段階においていろいろな意見を出しますよね。それを本当に上からの部分に文章を戻ってね、どういうふうに反映するかというものが不明確なんだよね。だから参加できる仕組みが必要です。言った意見が反映するという意味の参画なんですか。言葉がちょっと不明確なんですけど。パブリック・コメントの実施で意見が出ますよね。それでいろいろな部分の意見があったときに、その内容を改訂することができる意味なんだよね。そしてたらこの意味と文章は違うんじゃないですか。これでいいんですかね。

中村さん

その意見のとりまとめっていうのはね、今もこの表現がちょっと問題なんだけれど、今もいろいろな意見があって、それを一応統計的にもとりまとめたりなんかして、そういうのをとりまとめっていうのか、本来、我々が、市民の側が要求するのは、そういうパブリック・コメントが出たときにその評価の段階ですね、これをどのように解釈するかということ、その解釈について市民も参画したいということで、それは前にも言いましたけれども、市役所の建てかえのときのパブリック・コメントも反対が多かったんですけど、市のほうは、市長は、これは市のほうは総合的に判断してこうした、改修が多かったんですけどね、建てかえにした。実際は市民の意見を取り入れて、

それで決めたようなことを言っておるわけで、だからそのところを行政の都合のよいように利用されないような、そういうようなブレーキをかけたいと思うんです。非常に残念ながら反省点というか残念な思いをしているんですけどもね。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

若干補足しますと、このとりまとめ段階の参画ということについては、一般的に今は行政が全部答えを、こういう答えにしますっていうのをやってますけれども、その答えの出し方のどうするかというところについても市民が参画できるといういいなという意見かと思えます。

それから実施のところについての参画というのは、例えば、今のとちょっとかかわるかもしれませんが、Cグループの、セミプロ市民が参画して案を作成するか、あるいはとりまとめの段階では市民も主体的にかかわることができるが、とか、あるいは、Aグループでいうと、パブコメリターンマッチ制度を設けるとか、そんなところも含めて実施の運用のところについても何か工夫ができるというイメージでの、今のところは考え方としているところだと思います。

石塚さん

ちょっと文章を直したほうがいいね。とりまとめだとぼやっとして全然意味わかんないもん。

中村さん
村中さん

評価でいいんじゃない。評価、意見の評価に。

1つにしちゃってるからわかりにくいんだと思いますよね。パブリック・コメントを実施する段階でその案を作成する場合に市民参加があり得るっていうのと、それから、パブリック・コメントが終わった後に意見を取りまとめるときにまた市民が参画できる仕組みっていうことですよね。だからもうちょっと文章を直していただければいいのではないかと思います。

それから、意見のとりまとめ段階においても市民が参画できるというのは、環境審議会では年次報告書のパブリック・コメントを求めていますけれども、市民が来たときにそれに対して行政が回答する場合に、審議会に対してこれで回答はいいかどうかっていうようなこととか、環境基本計画を策定するときもそうですけど、そういうこともしています。だからしているところもありますから、できないことはないと思います。

それから、Cグループのところ、もっと早い段階で、今されているパブリック・コメントのほとんど案が決まっちゃった段階でパブリック・コメントがかけられているんですけども、それだけではなくて、もっと早い段階で市民が政策形成にかかわれるようなパブリック・コメントに準じた制度が必要じゃないかっていうようなことも出ていたので、その辺のところも是非入れていただければというふうに思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

今のは28ページのCグループの下から4つ目のアイデア提案についての、これを入れてはどうか。「パブリック・コメント制度とは別に、もっと早い段階で、市民が政策形成にかかわれるようなパブリック・コメントに準じた制度の導入が必要」ではないかというご意見。

関山さん
(市職員)

今の説明を受けましてちょっと疑問があるので教えていただきたいんですが、意見のとりまとめ段階においても市民が参画できる仕組みということで、Cグループの中で環境基本計画策定の際はという例が書かれてあるところをご説明いただいたかと思うんですが、これは審議会という附属機関のお話でしょうか。

村中さん

そうです。

関山さん
(市職員) 附属機関ということになると「市民が」というふうになってしまうのはどうか
とは思いますが。附属機関の意味合いと、附属機関の中に市民は入っているとは思
いますが、これを市民と置きかえるということになると、もうちょっと検討が必要
なんではないかなと思います。

村中さん 全ての市民がというふうを書いてあるわけではないので、市民が参画できる仕組
み
というふうに書いてあるので、私は審議会の中で公募の市民が増えていっている段
階では、今の段階で意見のとりまとめ段階にも加われるということが重要だとい
う
ふう
に思っています。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥) 審議会というある意味第三者的な機関が入ることで、そこに市民も入っているの
で、そこの中では一定の市民参加のもとにパブリック・コメントの回答をしたとい
う
ような考え方をとっていいのではないかというご意見です。どうですか、いいですか。
関山さん
(市職員) 検討していただければいいじゃないでしょうか。趣旨はわかりました。

村中さん 自治基本条例のアクション・プランとの関係で、行政手続に関してこのパブリッ
ク・コメントを、パブリック・コメントの部分で条例案にするか、市民参加条例に入
れるか、それとも別個の条例にするかというのはここで検討するということに書い
てあるんですけど、その部分に関してはいかがでしょうか、行政側としては。

事務局(村上) 市民自治推進課、村上です。

基本的にまだ結論までは決めてはいないんですけども、どちらのほう
がよりわかりやすいかというところが一番大きなポイントになるのかなというところ
であります。行政手続法に基づく行政手続というものが狭義のパブリック・コ
メントがござ
います。今ここで決めようとしているものはもうちょっと広いものになってくる
と思いますので、そこを整理して、わかりやすさということからいけば、こちら
の中へ整理して
いくのがいいのかなと思っ
ては
います
けども、今のところまだ結論ではないとい
う
こと
で
ご
理
解
い
た
だ
き
た
い
と
思
い
ま
す。

佐々木さん すると、行政手続法自体がかなりいいかげんというか、かなり大ざっぱな
もの
な
ん
で、パブリック・コメントに関しては、結局行政手続法上だと、ただとればい
い
つ
て
い
う
だ
け
の
話
な
ん
で
す
よ、実際法律文言は。それでいいのかどうかという部分
が
あ
り
ま
し
て、実際に茅ヶ崎のパブリック・コメントの
と
る
あ
れ
を
見
て
ま
す
と、計画だ
と
か
条
例
案
が
で
き
た
段
階
で
パ
ブ
リ
ッ
ク
・
コ
メ
ン
ト
に
か
け
て、市民の意見を出して、それ
に
対
し
て
何
も
ア
ク
シ
ョ
ン
を
起
こ
さ
ず
に、そのままパブリック・コメントをとった
い
う
形
で
収
束
し
て、それで計画なり条例案として議会に出して、オーケー
を
と
っ
て
条
例
な
り
計
画
に
す
る
と
い
う
の
が
今
ま
で
の
状
況
な
ん
で
す
ね。自治基本条例で市民側が議論
し
た
が、本当にそれでいいのと、そうではないでしょうと。パブリック・コ
メ
ン
ト
と
し
て
得
た
市
民
か
ら
の
意
見
を
確
実
に
吟
味
し
て
そ
の
案
の
中
に
反
映
し
て
い
く
時
間
と
か
手
続
が
必
要
な
の
に、それができていないのが今の現状
な
ん
で、ただとりっぱなし、要は時間
と
労
力
と
市
民
の
涙
の
無
駄
よ
つ
て
い
う
話
に
な
っ
て
し
ま
う
の
が
今
の
パ
ブ
リ
ッ
ク
・
コ
メ
ン
ト
な
ん
で、それを
そ
う
で
は
な
い
よ
う
な
形、パブリック・コメントがちゃんと計画だ
と
か
条
例
の
中
に
反
映
し
た
状
態
で
条
例
だ
と
か
計
画
が
で
き
る
よ
う
な
形
に
パ
ブ
リ
ッ
ク
・
コ
メ
ン
ト
の
位
置
づ
け
を
持
っ
て
こ
な
け
れ
ば
い
け
な
い
の
が
で
て
き
て
な
い
ん
で、その部分
を
ど
う
制
度
化
す
る
つ
て
い
う
の
は、これがまさしく法律プラスアルファの上乗せの部分
に
な
る
と
思
う
ん
で
す
ね。その部分をやっていくのに、パブリック・コメント条例として
検
討

していくのがいいのか、市民参加条例の中のパブリック・コメントの手法として条例化していくのがいいのかという部分は、やっぱりもう少し村上さんが言っているよりももっと真剣にどうするのか考えていったほうが、僕はいいと思います。現況のパブリック・コメントの問題でいうならば、先ほど言ったとおり、パブリック・コメントが全く使われていないに近い状況が今展開されているので、パブリック・コメントの意見というのが重視されていないというか、全く無視されているというのは、市民の意見に対する軽視だっている状況が繰り返されておりますので、そこで市民の意見を担保する制度なり条例なりというのが、市民参加条例もしくはパブリック・コメント条例できっちり規定されているという状況をつくり出すということが一番いい状況だし、それを市民参加条例で、僕は市民参加条例よりもパブリック・コメント条例として独立させて、これもパブリック・コメントは重要なものなので、パブリック・コメント条例として独立させて制度化していくというのが僕はいいと思っています。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

27ページの共通する課題認識のところに近い考え方は入っていると思いますけれども、大きな話として、パブリック・コメントは別立てで条例化するぐらいの重さがあるんじゃないかというご意見ということで、それをご意見というか課題提起という形でお受けすることで、ここはちょっとまとめたいと思います。

先ほどご提案いただいたパブコメ制度とは別の、もう少し早い段階での、準じた制度というご意見があった、これについてはどうしますか。

中村さん

おそらく、今から考えるとこういうことだと思うんですが、何回も言うようですけど、市庁舎の建て替えのときにパブリック・コメントをやりました。そのときに提供する資料が非常に不足していたんですね。例えばこれによって市の財政がどうなるかというようなことは一切抜きでした、何もなかったですね。財政的なことは、これだけ調達しますよというのはありましたけれども、その調達によって市民サービスに影響を与えるのかどうか、そういうことは一切ないし、しかもこれは10年計画です。10年の公共施設再編の10年計画の中での位置づけだったんですが、その10年計画で二百数十億、たしかあのときは240億お金がかかるということだったんですが、それによって本当に市の財政がどうなるのかというのはわからない。こういうことをやはり市民に意見を問うときには、いや、これは行政的にこういう辛抱をしなきゃいけないよとか、こういうところが予算削減せざるを得ないよとか、どのように市民生活に影響があるかということをおわかってもらうために、その結果によって市民の意見を求めるのが本当の正しいやり方だと思うんですが、それが前回なされなかったということで、反省の意味を込めてこういうことを二度と起こさないというふうにしたいと思って、おそらくそういう思いもあってこれを言ったんだと思います。

山下(毅)さん

今のパブリック・コメントの件で、モニタリングとアンケートもそうなんですが、その結果が正確に反映されているかどうか、これをチェックする機関が、まさに先ほど言った按察官のお仕事なんですけども、これに権限を持たせて厳しくチェックするというのはやはり必要だという感じがします。当事者双方で黙秘権というのを使って、これは法律上認められていますから、それを使う上で果たして内容が客観的にどう見ることがより妥当かという視点に立つてものごとを考えていかないと、やはり思わぬ方向に暴走する可能性が高い、僕はそう思います。だから黙秘権は当然必要であり、なくてはならない権利ではあるんですが、ただし、この場においてそれを使っていいものかどうか、本当は公開すべき情報ではないかということをお考えたときに、やは

りそこには議論する余地があるんじゃないかと思います。そこら辺を厳しくチェック上で按察官というポジションできたらと思います。以上です。

石塚さん

その黙秘権ってどういう意味なの。

山下(毅)さん

つまり、立場上、制度上、自分に不利なことは言わなくてもいいというそういう権利ですが。

ファシリ

行政が言わなくてもいいという意味ですか。

テーター

(能率協会:白鳥)

山下(毅)さん

それは行政の担当者としての考え方もあるんですけども、ちょっと私も詳しくそこら辺は調べていないんですが、やはり市の立場として、今この場でどうしても言えないような内容もあるわけですよ。そこら辺の担当者の考え方が果たして内容的に妥当なものかということをも十分普段から議論していないと、いざそういう時になったときに何らかのもめ事といいますか。それをどういうふうに阻止するか、そういったことがないようにするかということだと思います。

ファシリ

1つにはパブコメっていうところに留まらずということで、結果、市民から得られた結果をどういうふうに生かすのかということをチェックする、かなり権限が与えられた機関みたいなものが必要ではないかと。

テーター

(能率協会:白鳥)

山下(毅)さん

それは先ほど不明確っておっしゃっていたんですが、まさにそのとおりで、定義を不明確にすると思わぬ方向に展開してしまって、本来の目的を見失う、多々あるんで、そういった意味で厳しくチェックする機関が必要だと僕は思います。

ファシリ

はい。あと、パブコメについては、先ほどの枠の中に書いてあるところとダブるところかなと思いますけれども、取り扱いについてのきちんとした説明というところが必要であるというところでもよろしいですかね。

テーター

(能率協会:白鳥)

青木(洋)さん

今言われたことでまとめられると思うんですけども、要するにパブリック・コメントで出てきた意見、仮に反対だの、賛成だのという意見が出たときに、それを今までは、茅ヶ崎市の場合は行政側が回答書みたいなのをつくっていた、まあ、全てに答えていたわけではないんですが答える形だったのを、そこに市民が参加して、参画して、一緒にその問題をどうする、どうするとか、どう考えていくかという方向性に向けて市民も一緒に考えていく、そういう意味での市民参加が担保されるようなパブリック・コメント制度というのが、今茅ヶ崎市に求められているのではないかなというふうに思います。

有竹さん

さっき佐々木さんがおっしゃった担保するという言葉が出てきたんですけど。それで私はこのワークショップに参加して担保するという言葉を何回か聞いたんですが、それまではこういう場で担保という言葉聞いたことがなくて、今まで聞いたことがあるのは借金するとき家を担保にしてお金を借りて、お金返さなければ家取られる担保っていう、そういうセンスでしかなかったんですけど、でも担保ということはそういうことなのかなと。例えば、佐々木さんが言ったような場合で市民意見を担保する状態をつくり出している市がもう既にあったり、そういう条例が形容詞としてできていたら、そういうのを今回じゃなくて次回でいいですので、ファシリテーターの方に紹介してほしいなと思っています。

同時になんですけれども、ちょっともとに戻りますが、20ページのところで20ページの右側のほうの「アイデア、提案など」というところで、例えばAグループが

書いてある「市民への素早い情報伝達方法」というときの「素早い」とか、それからCグループが書いてある「市民に対するわかりやすい情報提供」の「わかりやすい」という言葉とか、あとCグループの「議会側もきちっとした情報開示をしていく」という「きちっとした」、これらの素早い、わかりやすい、きちっとしたということはとてもいい言葉と思うんですけども、これは視点が変わると基準が変わってしまっていて、私は素早くやったつもりだけど、相手は何でこんなに遅いのよっていうことは多々あることなので、こういう具体的に入れていくときは、これを先ほど他の方が具体例で、例えば1週間とか具体的に入れたほうがいいというような発言をしてくださって、私もいいなと思うので、もっと具体的に、どうにでも解釈して弁明をしまわうのではないような表現を工夫していけたらいいなと思いますし、既にそういうふうになっている他市の条例とかがあったら、それも次回でいいですので、ぜひ、ぜひ紹介してほしいなと思っています。

それから、もう一つだけ質問なんですけれども、先ほどの説明の中で、前の説明のほうで、今、議会基本条例というのを検討しているという話があったんですが、施行されたんですか。職員基本条例みたいなものがあるのでしょうか。いや、こういう場で職員と一緒に話せることは大事だし、それからあと、いろいろな視点が多分すごく違っているんだと思うので、お互いに話し合えるというのはとても大事だと思うんだけど、私たちAグループだったときに、「上司に怒られたらおれに言え」と言った人がいて、それを表にしたことがあるんですが、私が逆に職員であったら、こういうところに出てくるっていうのはすごく勇気があって、個人として言っているって言ったって、何となくちょっと重いんじゃないかなっていう気はするんですよ。でも大事なことなので、どういうふうに保障されているのかとか、そういうようなことがもしきちっと保障されているような文言とかがあったりとか、あと、もしくはそういう職員に対してそういうのはやっていいんだよという、むしろどんどん奨励しているとかそういうようなワークショップをやっているとか、教育をされているとかそういうのがあったら是非紹介してほしいし、そういうことを是非やってやって、安心して職員の人が発言できる環境というか、仕事ができる環境をよりつくってほしいなと思っています。そのことが結局市民参加条例とも上手に結びついていくんじゃないかなと最近思っています。

再度ですが、以上のことで、次回で結構ですので、実例を是非ファシリテーターの方に紹介していただきたいと思います。よろしくお願いします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
中村さん

実際に事例というのは、効果的な仕組みを具体的に位置づけてたりとかっていう例ということですね。ということでもいいですね、わかりやすいとか早いとかきちんとしたっていうところに結びつくようになっていくところですね。

もう一度先ほど問題点、現状の問題点を把握することがまず真っ先だよということ、そういうことも関連して、何回も言うようですけど、市庁舎の建て替えのパブリック・コメントでの問題点を、幾つかあるんですね。それで、これは先ほどもう言ったから先ほどの問題点は伏せます。だけど例えば環境に優しい、建て替えは環境に優しいということ言われているんですね、省エネというか。ですけど、それは確かにそうなんだけれど、一方では、瓦礫ができるんですよ。瓦礫が発生するんですけど、瓦礫の処分という問題、これは大気汚染も、場合によってはダイオキシンも出る、そういうようなことは一切触れない、不都合なことは触れないんですね。

それから、例えばあのときにPFIという手法で資金調達するということを書いてあるんですが、それもコストがもう全然実現できないようなコストで言ってるわけです。その特殊目的会社というのをつくって、そこが実際に施設を運営するんですが、その営業利益が0.5%ですよ、貸出金の。だからそういう問題があって、まず、それともう一つは、2万3,000平米の建て替えをしますと、こう言ってるんですが、実際のコスト計算は1万6,000平米、1万8,000平米かな、1万9,000だったかな、で、それよりも少ないやつで計算して、なおかつその、よく見ると虫眼鏡でしかわかんないようなところに注釈にちょっと書いて、そこだけ書いてやってるわけです。こういうふうな、どちらかという情報操作をするような目的のうかがえるようなこと、これは、こういうことがあったということは、この市民条例を、参加条例をつくるときに是非参考にしてもらいたい。こういうことが、しかもその評価も先ほど言ったような問題で、市長はこれは市民の意見を求めたというようなことと言っておられた、意見を求めて参考にしたようなことを言われてるんだけど、それも全然事実とは違うし、だからこれが、こういうことが実際に行われたら、パブリック・コメントなんてむしろやらないほうが良いような感じになってるんで、そのところだけは頭に入れてディスカスしてもらいたいと思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

今のお話はパブリック・コメントに限るということではなくて、基本的な市と市民の信頼感といいますか、そういうところにつながっていくところだと思います。大きな庁舎建て替えというところでそうした課題があったという、これを踏まえて、適切な情報提供を初めとして、十分な判断ができるような情報提供ですとか、そういう市民参加にしてほしいという。

中村さん

それだけじゃなくて、ちゃんとした評価をしてもらってね。都合の良いように、行政の都合の良いようなことだけ情報提供したり、あるいは勝手な解釈をしないでほしいってことです。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

その辺も含めて、先ほど来、青木さんの意見もあったように、この③番目のところを、そうした意見の取り扱い、あるいは判断についても市民参画の場をというようなところを含めて、ちょっとここは修正をするというところでよろしいでしょうか。

それから、先ほどのパブリック・コメントに準じた新しい制度の導入については、今のところは課題認識のところを書くという整理で、後ほどやる市民参加の新しい手法とも場合によっては絡んでくるかもしれませんので、そこでもう一度必要に応じて意見を出していただければと思います。

そしたら、次に29ページの作文・イラスト等、31ページで(6)シンポジウム、フォーラム、その2つでいきますかね。作文・イラストとシンポジウム、フォーラム、作文・イラストについては今のところ子どもへの参加の中では重要な手段というところと、やはり企画段階での市民参加なり目的とかを十分に知らせること。それから結果のフィードバックといったようなところが入っているのと、シンポジウム・フォーラムについては、今のところB、Cグループから意見がありますけれども、特に共通というところでは空白となっております。どうでしょう。

シンポジウム、フォーラムのところでは、今のところ共通というところでのくくり出しがされていないんですけども、例えばBグループでは、メリットとして多くの市民への周知ですとか入門編としての活用というところ、一方でデメリットとしてイベント的になってしまっただけで一過性になってしまうんじゃないかといった問題点。それか

ら、例えばCグループのアイデアとか提案だと、市民が講師を選ぶようなシステムを取り入れてはどうかとか、原則としてNPO等と共催するような考え方などが示されていると。それから、やはり課題とか基本的な考え方の中では、目的とかを十分に最初に示す必要性があるのではないかといったご意見が示されているのかなと思います。

渋田さん

30ページのところにある「基本的な考え方、課題認識など」というところで、Cグループのところに「子どもに参加してもらい」というのと、Bグループのところの「アイデア、提言など」で、「小学生の社会参加」、「子どもたちを対象に」という言葉がありますが、子どもたちという定義は司会者のほうではどう思っておられるのでしょうか。いや、いや、小中学生を子どもたちと言っているのか、ゼロ歳から12歳までを子どもたちと言っているのか、その辺のところを、司会者としてここへ書かれたときの定義を教えてください。

ファシリ
テーター

これは私が書いているわけじゃないので、私から説明をとということではないので、補足でBグループなりCグループなりから、議論の中でそういう議論があればご紹介いただければと思いますけれども。

(能率協会:白鳥)
青木(洋)さん

そもそもこの作文・イラストというテーマが以前の市民参加の基本方針の中に位置づけられた文言がそのまま出てきて、それについてたまたまワークショップで議論されたものの一部がここに出てきているということなんですね。ここでは子どもの年齢とかを特に議論したことでなくて、あくまでも常識の範囲で作文・イラストのかける年代の中で、子どもたちが社会参加へのきっかけづくりとして大いに利用すべきもの。ただ、ただし、今の時代は作文・イラストだけではないものもあるはずなので、そこは子どもがまちづくりに参加するきっかけづくりとしての手法をもう少し考えてもいいのではないかというふうな議論が出たというふうに思います。

中村さん

自治基本条例の第3条に定義というのがありますね。そこで市民、次に掲げるものと言ういろいろな書いてあるんですが、これは参政権を持っているものとかそういうことじゃなくて全員が市民、通勤者も通学者も含めて全員、全ての人が市民という範疇にあります。ですから、この意味からいうと子どもも含めなきゃいけないという解釈が成り立つんで、そういう解釈に成り立って言っていることだと思います。

渋田さん

浜竹の渋田ですが、子どもとかいわゆる小中学生については理解したんですが、もし基本条例の3条を適用するならば、公平委員会等のこともありますので、先ほどちょっとご意見があったんですが、地方公務員には地方公務員法の49条と50条の適用ということが、国家公務員にはないんですが地方公務員には49条と50条の公平委員会への提起ということが権利として認められているんで、この辺のところとの兼ね合いも今後出てくると思いますんで、先ほどご質問があったいわゆる問題に司会者のほうが次回まで回答されるということなので、あわせて私も、もう意見の意見ですが、その辺のところの公平委員会との関係その他も含めて、または地方公務員法49条、50条、これはテレビでもやっています。テレビでも問題としてやっておることで、地方公務員法上の49条、50条についての回答は次回までという話だったので、あわせてお願いいたしますという意見です。

石塚さん
渋田さん

何で公平委員会に子どもが出てくるの。どういう意味なの、今言っているのは。
今、私が申し上げたように、2つの意見がありますよという話をしまして、子どもの定義については小中学生も入るという考えがなされたので、私もその件について

は理解しておりますという話と同時に、2つ目の話として、先ほどご意見のあったいわゆる司会者のほうに次の回まで当たってくださいという話があったので、地方公務員法の49条と50条がありますよと、茅ヶ崎市においても、先ほど基本条例の3条に該当するところですが、茅ヶ崎市長さんも41歳から48歳までの間にこの地方公務員制度にいわゆる公平委員会で負けたことがありますという事実もありますので、この辺のことについて司会者のほうで回答されるときには十分に。よろしく願います。意見としてお話しいたします。

青木(洋)さん

市民参加条例の中に位置づけられるシンポジウム・フォーラムということなんですから、これもいろいろこれまでのワークショップの中で出てきている意見だと思うんですが、当然市民が参加して行政と一緒に作り上げていくものだと、行政主導でやるものではなくて市民参加条例の中に位置づけられる市民シンポジウム・フォーラムというのは当然ながら市民も一緒に参画して一緒に作り上げていく中でその目的や課題を明確にしながら、そのシンポジウム・フォーラムを通して今後のいろいろなことを茅ヶ崎市としての方向性を考えていくという、当然市民参加も当然というような形で書かれていいのかなというふうに思いますので、はい。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

今、31ページで共通する課題認識というところで、行政主導のテーマ設定ですとか、取り組みの継続につながっていないとか、市民への周知とか共通認識ということになっていますけども、さらに市民が参加して企画なり実施なりにつなげていくようなことを書いたほうがいいというところでしょうかね。

次ですけど33ページ、公聴会、説明会。ここでは出席者の意見をきちんと反映させる仕組みの必要性。それから35ページのところも一緒にやらせていただいているんですか、審議会と策定委員会。審議会、策定委員会について共通意見としては、目的、役割の明確化とか、参加者の理解促進、情報共有の観点からの情報提供や学習機会といったことによる充実と。それから委員選出の方法についての改善が必要だということ。それから、市民の代表の委員を入れる必要があるんじゃないかといったような意見が出されています。

中村さん

委員会によっては、審議会ですか、市民の参加する数がものすごく少ないですよ、せいぜい2人とか、大体が大半が市側の機関、執行機関から出たり、あるいは学識経験者ということで、そういう会が非常に多いですね。私も医療推進委員会の委員をやったことがあるんですが、そこでも2人ですね。今度の行政改革委員会も2人ですね。それで十数人の構成の中で市民の数が少な過ぎる、そこらももうちょっと検討の課題だと思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

公募の市民の割合を高める必要があるというところでしょうかね。

中村さん

はい。できれば過半数。

石塚さん

これは何人いたら成立するの。1人でも成立するの？ 1人でも、委員会つけて、おれの意見だよって委員会が開催されれば決定しちゃうんじゃないの。

中村さん

あと公的な委員会。現行では公募の市民の数が少ない。極めて少ないというところもあるみたい。それをちょっと改善してもらいたい。

石塚さん

少ないと言ってね、要はこの審議会、策定委員会があったときに、正式にみんな参加しなかったら意味ないわけじゃないですか。そうすると、仮に市民が5人以上いな

きやいけない、市民代表が5人以上いなきやいけないとか、10人以上いなきやいけないとか、そういう断定をすべきだろうと。その時の率としては、市民が5人以上その代表を入れていけば色々な意見が出るんだと思うんですよ。2人とか3人では話にならないだろうと、欠席する人もいますしね、公募しておいて来ない人がいっぱいいますから。だから仮に市民は5人以上とか10人以上とか断定したほうがかえっていいんじゃないかと思いますけどね。以上です。

青木(洋)さん

これは公聴会、説明会だけじゃなくて、次の審議会や策定委員会ともつながってくるかと思うんですが、公募の市民を増やすということに関してはもちろん賛成ですけども、その市民枠を増やすだけではなくて、公募市民を選定するそのプロセスであるとか、誰が選定するのかとか、そういったことも改めて検討する必要があるのかなというふうに思います。これまで、どことはいいませんが、やはり審議会等になりますと公募市民枠が少ないので、かなり殺到することになれば、全然来ないことになれば、いろいろあるんですが、行政側の思惑で決められてしまったことも残念ながらありました。逆に全然集まらないということもあるんですけども、枠がたくさんあるからといって必ずしも公平に市民が集まっているとはいいいがたい部分がある中で、やはりその選定基準あるいは選定する人たち、その辺も検討する必要があるかなというふうに思います。

佐々木さん

審議会は、先ほど言ったとおり全く機能していない審議会とかっていうのもあるんですね。全く、法定審議会なのに実際には1年に1回開かれているのかどうかとか、計画上審議会が必要であると計画に書いてあるのに、審議会が全く開かれていない審議会があったりという部分の整理だとか、本当に必要な審議会がどういうものかというのをやっぱり考えていく場が必要なのかなというのと、あと、公募の市民枠を増やすっていうのが、やみくもに公募の市民枠を増やすというのは僕は反対で、結局公募の市民枠を増やしたからといって審議会の質が上がるわけではなくて、審議会や公聴会の質が上がるのではなくて、全く何も知らないでこれから勉強させてくださいという形の人が審議会に入ってきて、それで審議会が権威があるものかかっていったら全くそうではないんで、その辺の質の問題。それは市民だけではなくて、学識者だとかあて職に関しても、全く茅ヶ崎市の実情を知らない学識者がほとんどの審議会に入ってきていて、茅ヶ崎市、この町ではという話ではなくて、ある町ではという話が繰り返されている審議会が多いということですね。その辺で、要は本当にこの町のことを考える、もしくはこの町に住んでいる学識者を選ぶとか、そういう有識者、学識者の選考についてもまだまだ問題が茅ヶ崎市の審議会の場合がありますし、審議会自体が市長からの諮問の答申をするということで、市長に対して答申した意見が全く行政庁内で無視されて、審議会としての権威が全く無くなっているというような審議会の答申というのも実際問題としてありますし、その辺で審議会だとか公聴会っていうものがどこまで要は市民意見の集約の場として使う価値があるっていうか、重さを出せるのかっていう部分は、十分に制度として再検討していかなくいけない問題として残っていると思います。

村中さん

ここに市民参加で書く審議会とか策定委員会のあり方と、それから今、審議会要綱というのを、一番最初の日に渡していただいたその要綱をここに、条例の中にもう少しきちっと明記するのかどうか、それから改正するのかどうかというところも話し合いをきちっとしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。

す。この中には、要綱の中には委員さんの選任についてもその機能が発揮されるよう適切な人材の確保に努めるものとか、それから男女の割合はそれぞれ5割となるように努めるものとか、そういうふうな書き方がきちっとしてあるんですけど、それが実際にはされていないというふうな形だというふうに考えます。

それから、前、問題になっていた会議の会議録の公表にしても、概要は1週間以内に、その他の会議録に関しては3週間以内に公表するというふうな形もちろん明記されています。でもなかなかそのようにはなっていないのが現実なんですね。佐々木さんが言われたように、審議会でも役に立っていない審議会っていうものも、活動が著しく不活発なときとか、初期の目的を達成したときとか、社会状況の変化によってということで、審議会がそういうものになった場合にはその廃止を検討するものとするっていうことがちゃんと載っていますけど、誰がそれを検討するのかっていうのははっきり書かれていないので、そういう点で今の要綱のところの問題点とか、それから私たちが考える、じゃあ、審議会や策定委員会はどういうふうにあったらいいのかというところでこの部分を入れてほしいっていうのを、Cグループでは結構意見がたくさん出ておりますけれども、そのようなところをきちっと細かく明記していけば、要綱になっても、まあ、要綱とかよくないと思いますので、もし条例に書いていただければそれが一番いいんですけど、条例の中にきちっと審議会と策定委員会等ということで書いていただければ、Cグループで話し合われている審議会の連携とか、あと権限がどこまであるのかとかっていうようなこともきちっと書いていただきたいというふうに私は思っています。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

今、Cグループのところ、ご指摘のとおりたくさん意見が出ていますけれども、この中で落とせないとかそういうところっていうのが特にあればご紹介していただければと思いますけど、どこかありますですか。

山下(毅)さん

どうぞ、じゃあ、先に意見。今に関わることですか。

まず審議会そのものの認知度が低ければ、当然知らない人もいるわけですから、当然人も集まらないということです。あとその存在意義を明確にしておいた上で、かつ、権限も明確化しないと多分正常に機能しない。今のはちょっと私の考えです。民法は構造上、権利と義務が表裏一体なんです。つまりそういった権限を持たせる以上、責任もとってもらおうという感じでやってくと、より質の高い審議ができるんじゃないかと思います。

村中さん

Cグループの一番上のところに審議会は諮問・答申だけでなくっていうふうにしてある部分、市民の意見を聞いたりもすることもできたり、専門委員会を設置したりとかっていうところがあると思いますけど、それとか、それから審議会間の連携ができるようにとか情報交換ができるようにというようなこととか、専門委員会を市民参加で行うとか、その辺のことにっては是非書いていただいて、後退するようなことがないようにしていただきたいと思います。情報交換ができるような、関連する情報、審議会で情報交換ができるよう、まあ、連携なんですけれど。あと、たまたまこれは環境審議会ですけど、そうじゃなくて、評価というのは、多分総合計画も今度は評価は総合計画審議会がされるというふうに思いますけれど、その評価の部分がきちっとされるようなことができればいいなというふうには思っています。

有竹さん

質問なんですけども、具体的にこれは文章としてまとまっていくときっていうのは、例えば審議会、策定委員会の項目のところに出てくるCグループの真ん中の辺の

ちっちゃな字によると「職員の意識改革が重要である」というのがありますが、これの場合にはこのまんまいくんですか。それとももうちょっと具体的な何かが出てくるんですか。言ってることは全部わかるんですけども、先に私が質問したように、どうにでもとれるし、「努力したよ」と言えばそれでおしまいになってしまうっていうのじゃなくって、もう一度、それこそ本当に担保ということを主眼に置いた表現をするにはどうしたらいいのかなって、どうなるんでしょうかみたいな質問なんですけど。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。

基本的にまとめていく中で私どもが今茅ヶ崎市としてやろうとしているのは、自治基本条例がベースにあって、それを受けての市民参加の手続を具体的に定めている条例をつくらうとしているつもりであります。ですから、そういうことからいけば、限りなくその手続については訓辞的規定ではなく明確性を持たせて規定をつくっていくべきではないのかなというのは念頭に置いているつもりではあります。ただ、あとはそういう中で、具体的に、じゃあ、例えば期限とかそういうものを明確にどんどん書いていって、実際できるかっていうところはきちんと整理していかなきゃいけないと思うんですね。それを整理していった結果的に速やかにという、条例上はそういうところに落ち着くものもあるかもしれません。ただ、最初からそういう訓辞的規定をつくるつもりでやるつもりはございませんので、そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

村中さん

すみません、私が答えるのはおかしいんですけど、職員の意識改革が重要であるっていうのは、こののところにきちとした条例案の中に具体的に書き込むことによって職員のほうが意識を変えていただくしかないんですよ。自治基本条例も、自治基本条例が施行されたわけですから、それによって職員の意識が変わらなければいけないんですけど、その辺がなかなか難しいところですけど、でも実際はそれを、自治基本条例を推進するために市民がどういうふうに職員に話をしていくかというところも重要なわけで、そのところで多分市民参加条例もつくること、具体的な文言をきちっと入れていくことによって職員の意識が改革するしか、今の段階では方法がないというふうに私は思っています。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

若干補足しますと、市民の方と職員の方がフェース・トゥ・フェーズでやりとりする中の上の中でいろいろ改善していかなければいけないような部分も、多分多々出てくるのかなと思うんですよ。そのときに、この条例なり、その条例を書いた背景となる考え方はこうでしたというところにその位置づけがあれば、ここをもとにして、こう書いてあるんだからもっと一生懸命やりましょうよという材料といいますか、そういう説明に使えるというところが出てくるだろうなというふうに思いますけれども。

有竹さん

私が職員だったらって考えたんですけども、重要であって、市民と対話して、しかもその市民がすごいゴネ得の市民とか、すごくよく知識を知っていて、ものすごく何かもう大学の先生みたいな人たちとやりとりするっていうのは、私が職員だったらやりたくないなっていう感じがするんですよ。まあ、もちろん勉強させてもらえるっていうのはあるけど、怖いし、あんたは勉強してないのねって言われそうな感じがするし。で、書いてくれるんだったら、自分がそれと対等に仕事ができるような研修とかいろいろなことを保障するっていうかちゃんと事前に受けさせてくれる、そうい

うことをきちっと書いてくれたほうが、私は職員だったらうれしい気がするんですよ。何かそれをどういうふうに書いたらというか、実現するのかよくわからないんですけど、それは職員の人たちに本当に聞いてもらわないとわかんないんですけど、私は職員の人と本当に一緒にというか、効果的な仕事をしてもらいたいと思っているだけで、そのためにはどういう表現のほうがそれが実施できるのかなっていうのを知りたいっていうところなんですけど。

村中さん

自治基本条例の市長の責務に、市長は地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員を育成しなければならないっていうふうに書いてありますので、そのところは市長の権限できちっとやらなければいけないっていうのはもう初めからわかっていることなんです。それをやらないっていうのは、ちゃんとこの自治基本条例をもってやっていないんじゃないかっていうふうに言ってもいいんです。私たちが自治基本条例をつくっているときに、大和の人たちは、あれ、できたものを持って、本を持って市役所に行って、この項目に関してやってないんじゃないかって言えるようにあれをいつも持っているっていうふうにおっしゃったので、そのぐらいにちゃんと自治基本条例を使いこなす、生活の中で使いこなしていくっていうことが必要なんで、読んでおいたほうがいいと思います。はい。

佐々木さん

審議会だとか公聴会だとかが、結局アリバイづくりだとか状況づくりに使われるケースっていうのもあるんですね。例えば審議会にしても、かなり重要な決定をする審議会、都計審とかそういうところで、事前に学識者だけに話を通して合意を得た上で、審議会本会では学識者が全て市民の意見を遮って、行政と学識者で話を進めていって結託するというようなケースもありました。現在もあるかもしれません。そういった形ではなくて、審議会は市民の立場、茅ヶ崎市の立場に立って、自由闊達な意見の中で茅ヶ崎市がいい方向に向いていくための意見を、議論を形成していく場であるということをもう一度再認識した形の審議会、公聴会等々、策定委員会をつくっていくということが必要なんではないかなって思いますし、その部分をやっぱり意見として入れていっていただければなと思います。

あと、策定委員会に関しては、策定を任せられたりしても、その策定したものが、例えば骨子案だったりなんかしてという形で最終的に市民の意見であって、それが意見形成をしたものが無視されて別のものが最終的につくられてしまって、その策定委員会がガス抜きの道具に使われるっていうことも、やっぱりそういう形の策定委員会だとか審議会っていうのがないような形での意識をつくっていかなくちゃいけないし、そういうのを監視する機関というか第三者が必要だったりするっていうことは十分に考えられると思います。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

条例になかなか書くのは難しいような部分かなと思いますけど、その辺を一つはチェックする仕組みなりというところと、あとはその審議会がそもそもの趣旨に従ってできるような運営の担保みたいところ、あるいは必要性が薄くなったところについては見直しをする場も必要じゃないかという意見がありました。それと、先ほど市民の意見を担保するために一定以上の市民を位置づけたらどうかという意見があったのと、一方で、いたずらに市民を入れることが効果的な審議には結びつかない面もあるんじゃないかっていう意見が出たんですけど、そこはどういうふうに整理しておきますか。いいですか、公募の市民においては、必要限を何人にするかは別にして位置づけたほうがいいんじゃないかっていう意見、それをどの程度の重みでここに位置づ

けますか。

村中さん

パーセンテージをすぐ出せというのはあれなんですけれど、公募の市民をできるだけ位置づけてもらいたいと思います。それが先ほど青木さんが言われたように、公募の市民が本当にそのものに精通しているかどうかという部分はすごく微妙なところなんですけれども、それを、そういう市民を増やしていかなければならないので、そこも行政の責任でちゃんとした研修とかそういうことをきちっとやってもらいたいというふうに思っています。今、審議会の委員に公募でなったときに、その選び方ももちろんあるんですけど、簡単な選び方で選ばれるわけですよね、論文は書くんですけども。それである程度簡単に選ばれてしまうと、審議会に来たときに、ここの審議会に出て勉強させていただきますって言われるんですよ。勉強させてもらうところではないので、お金を出して払って意見を言ったりするところなんです。だからその点を考えれば、もう少し事前にきちっとした説明をして、こういう人が公募してほしいとか、その後にもた公募して受かった場合には、こういうふうなことで意見を言ってもらうために、じゃあ、どういうふうな研修が必要なのかということで、研修をきちっとやっていくっていうことが、Cグループのところにもそういうのが出てたと思うんですけど、そういうことがすごく重要で、市民のすそ野を広げていく、市民参加に対して市民のほうもきちっとした考えを言っていられる市民を増やしていくっていう場面だというふうに思っているんで、そこに力を惜しまないでほしいというふうに思っています。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

研修と言われているのは、公募で選ばれた市民に対して行政から説明するっていう研修をしるってことですか。

村中さん

そうです、そうです、はい。市民は勉強しなきゃいけないんですよ。それはもちろん。

佐々木さん

僕はそれ市民だけではなくて、学識者、有識者も本当に茅ヶ崎市が、この審議会で、この計画の審議会じゃない、その計画すら勉強していない、その上位計画すら勉強していないっていう学識者もいらっしゃいます。ただ出席するだけ。下手をしたら、学識者として名前を連ねたのに、その審議会に年間1回も出席されないっていう有識者、学識者も実際にいらっしゃいます。だからその辺で意識をどう高めていくか、出席者の意識をどう高めていくか、その辺の合意形成だとか、村中さんが言われるような勉強会だとかっていうのは必要だし、その最低限の勉強をしない方は、やっぱり審議会のご遠慮いただくぐらいの敷居の高さっていうのが、審議会だとか策定委員会って、あってもしかるべきだと思うんですね。その辺をやっぱり制度としてしっかりとつくっていかねばいけないし、いってほしい部分で、逆に市民としては、やっぱりその審議会に応募するからには、最低限その審議会が成り立っている計画だとか総合計画だとかを1回でも2回でも読んで、頭の中に少しは入っているような形っていうことの市民側の努力っていうのも、参加するに当たっては必要なかなって僕は感じてます。

中村さん

そのとおりで、やはり市民の責務というのがあって、無責任なことやっちゃいけないっていうことになってますから当然のことです。

それと、学識経験者、有識者ってちょっとあれなんだけど、何となく学者だなと、あるいは資格のある弁護士とかそういうことを言ってるのかと思うんですが、この選

考に当たって、複数の人を選考すると思うんですね。そのときに同じ意見の人だけを集めてもしょうがないんですね。違った意見の人を取り混ぜて、それで選出してもらいたいんですね。そうしないと、これはもう意識的にその政策誘導のほうに持っていく可能性もあるんで、違った意見の人を、学識経験者とか有識者、こういう人たちから選んでほしいと思います。

青木(洋)さん

今すごくいろいろ重要な課題が出てくると思うんですけども、要するにその基準を誰が決めて、誰が選ぶかということなんですよ。そこがいつも曖昧なままにしてきた茅ヶ崎市、はっきり言ってそうだったんじゃないかなっていうふうに思います。身近なところでいろいろな審議会や策定委員会があったんですけども、例えばいろいろホームページに名前等が出ているんですけども、今まで市民で出ていた方がいきなり有識者になってたりとかするのがあって、ちょっとびっくりしたんですが、その基準って、学識は多分大学の先生かなとか思うんですが、有識っていうのは何を基準に有識とするのか、その人が、なぜ今まで市民だったのが有識になるのか、誰がそれを決めているのか。一体全体その市民参加っていうのはどういうことなのかということを考えてしまうんですが、市民参加条例がせつかくできるわけですから、そこまで細かい記載ができるかどうかは別として、そのあたりもしっかり検討した中での審議会であり策定委員会であるべきだと思っています。

佐々木さん

あと行政の審議会をつくるっていうこと自体が、行政の視野とか交遊関係の広さというのをもっとつくっていかなくちゃいけないと思うんです。その1つの事例として、審議会が幾つもあるって、その幾つにも同じ有識者が、同じ学識者が出席して、しかも同じ学識者がその審議会の委員長を幾つも幾つも務めているという事実があります。本来だったら、もっともっと行政のほうの見識が広ければ、何人も何人も頼める学識者っていうのは必ずあるはずなのに、それがなくて偏ったごく少数の学識者しか審議会に呼べないっていう茅ヶ崎市の行政の事実も、市民参加に対しての阻害要因になっているんで、その辺も問題点として挙げられるんだと思います。

渋田さん

浜竹の渋田ですが、時間がなくて申し上げます。自治推進課の方に調査をお願いしたいと思って発言しました。茅ヶ崎市には50ほど課があるんです。そして、それぞれの課に1つずつ審議会があるというふうに聞いています。そして、年に2回以上開催されている審議会は20ほどしかないという話も聞いておりますので、それが事実かどうか、自治推進課のほうで茅ヶ崎市の審議会の名前をずーっと挙げて、何回開催されたか、昨年開催されたかの表を次回までにご提出をお願いしたいという意見でございます。またお願いでございます。よろしく申し上げます。

石塚さん

5月か何かにもらったな。

ファシリ

そうしたら、今回は、ちょっと今日は新しい手法まで行けなかったんですけども、ワークショップのところから、それから新しい手法というところで議論したいと思えます。それから、基本的には次回が最後の予定ということで、前半の考え方の部分を意見交換したいと思えます。今までの議論を通して、行政の方も含めて、補足でここは言うておく必要があるという部分がもしあれば、よろしいですか。

テーター

(能率協会:白鳥)

事務局としては、今日の資料12-2に今日の意見をもう一回差し込んだ形で示しますけれども、意見によっては、その項目で意見があっても、ちょっと違う項目に入れたほうがいいかなというようなところは、少しそういう方向で整理したいと思えます。

中村さん
石塚さん
山下(毅)さん
佐々木さん
ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

次回検討する中で、理念とか原則とかそういうのも当然ディスカスされますよね。
その資料はいつまでくれるの。また当日は嫌だからね。早く来たやつは、中途半端なやつは要らないよ。3回も来ちゃわかんなくなっちゃう。だからそのまとめたものをいつもらえますか。お盆休みがあるかもしれないけど、夏休みがあるかもしれないけど。せめて1週間前に下さいよ。1週間前ですね、19日発送、大丈夫？ すごい、はい、記録だ。

すみません、資料の事前発送のことなんですけども、当然行政側、つまり主催者側には負担がその分あると思うんですよ。そこで、今日の参加者の中に、例えばサポートなりアシストしていただけるなら、そういった動きで、いい意味での救いを求めるというお手伝いをしてもらおうというふうに、それが協働作業の1つにもなると思うんですが。したがって、市が全て抱え込むっていうんじゃなく、主催者側がすごい抱え込んで、協働するという形でお手伝いするというほうが、ええ、そうするとつくる側の大変さもわかるという意味で一言。

すみません、その意見は僕は賛成しかねるんですけど。そのためにファシリテーターがいらっしゃるんであって、意見をまとめるのはファシリテーターの役目なんで、その辺、市民と一緒に協力するというのは、この会議ではちょっと違う意見だと僕は思いますけど、いかがですか。

骨子案をつくる段階では今とは違う位置づけの場になりますので、そういうところも積極的にご意見として出していただいて、実際の運用の仕方を考えていただければと思います。

じゃあ、今日はこれで終わりにいたします。次回が一応目標としては最終回、このステップとしては最終回ということになりますので、よろしく願いいたします。

4. 閉会

事務局(石井) それでは、皆さんどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

—以上—